

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

厚生常任委員会会議録			
日 時	平成 20 年 12 月 16 日 (火)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 6 時 1 2 分
場 所	第 1 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	北野委員長、吹田副委員長、千葉・中島・井川・斎藤(博)・ 成田(晃) 各委員		
説明員	生活環境・医療保険・福祉各部長、小樽病院事務局長、 保健所次長、総務部市立病院新築準備室長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、千葉委員、斎藤博行委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、陳情提出者から趣旨説明をしたい旨の申出がありますので、説明を受けるため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 1 時 01 分

(陳情趣旨説明)

再開 午後 1 時 07 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

この際、理事者より報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市産業廃棄物最終処分場における処分手数料等の着服について」

(生活環境) 管理課長

初めに、小樽市産業廃棄物最終処分場における処分手数料等の着服について報告をいたします。

9月26日に開催されました厚生常任委員会におきまして、小樽市産業廃棄物最終処分場における処分手数料等の着服について報告いたしました。その後の経過等を報告させていただきます。

前回の報告では会社側で調査班を設置し、調査の結果、昨年の10月15日から本年9月3日までに74件の着服がありました。着服の金額等がわかる伝票等については本人が破棄しているため、搬入業者の協力を得ながら調査を進め、途中経過として48件の内容が判明した旨を報告したところであります。その後も会社側の調査が進められ、最終的には54件の内容が判明した旨の報告書が10月15日に本市へ提出されました。

着服した金額には、北海道循環資源利用促進税が含まれているため、課税者である北海道へは本件発覚直後から随時状況を報告しておりましたが、北海道側からは未判明の20件について再調査の要請が改めてあったことから、本市としても調査範囲を拡大した独自の調査を行い、その結果、さらに6件の内容が判明し、合計60件が判明いたしました。判明した60件の金額は277万7,360円で、そのうち産業廃棄物処分手数料が221万4,930円、北海道循環資源利用促進税が56万2,430円となっております。未判明のものがまだ14件ありますが、本市といたしましては、これ以上の調査には限界があると判断し、また、会社側からは未判明分については、これまでに判明した中の最高額をもって推定額とし、賠償したい旨の申入れがあるため、処分手数料の着服については、近日中にこれらに法定利息等を加算した金額で和解契約を締結する予定です。

なお、北海道循環資源利用促進税につきましては、課税者である北海道が別途税務調査を実施の上、所定の処置を講ずることになっております。

一方、樽栄環境整備株式会社との委託契約についてであります。本件は会社ぐるみではなく一社員による不正行為であること、本件発覚後、事の重大性を十分に認識し、速やかに本市に報告するとともに、みずから調査班を設置の上、本件解明に向けた手だてを講じたこと、既に自主的に事務改善に取り組んでいること等から、今後も適切な業務の執行が見込めるものと判断し、現契約を継続することといたしたいと考えております。

本市といたしましては、当該委託業務が料金徴収のほか、埋立地管理や浸出水管理に係る業務等、処分場管理の一体的な契約であり、委託者としての指導監督は産業廃棄物の適正処理に向けた埋立地管理や浸出水管理業務に対するものが主眼となり、料金徴収に対する指導監督が不十分なものであったことは否定できませんので、今後はこ

れまで以上に厳しい指導監督に努めていく所存であります。

委員長

「北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況等について」

(生活環境)管理課長

本年 6 月 24 日の厚生常任委員会以降における北しりべし廃棄物処理広域連合の事務執行状況などについて報告いたします。

広域連合議会第 2 回定例会が 10 月 24 日に開催され、議案として平成 20 年度一般会計補正予算、平成 19 年度一般会計歳入歳出決算認定のほか、議会議員その他の非常勤職員等の報酬及び実費弁償に関する条例の一部を改正する条例案、職員懲戒審査委員会委員の選任同意議案及び議会会議規則の一部を改正する規則案が上程され、また職員給与条例の一部を改正する条例など二つの条例改正の専決処分報告がされ、いずれも可決、認定、同意及び承認がされました。

一般会計補正予算の概要についてであります。補正予算の規模は 5,311 万 6,000 円で、前年度決算に伴う各市町村負担金の精算に係る所要の歳入歳出を計上したものであります。また、平成 19 年度一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入合計が 11 億 2,832 万 9,870 円に対し、歳出合計は 10 億 7,559 万 8,515 円で、歳入歳出差引き額は 5,273 万 1,355 円の黒字となっています。なお、この黒字額は先ほど補正予算の概要でありましたように、20 年度に各市町村に精算されます。

次に、広域連合事務局長の報告事項であります。ごみ処理施設の運転状況について、19 年度実績及び 20 年 4 月から 9 月までの状況の報告がありました。19 年度実績につきましては、6 月にあらかじめ広域連合議会の各議員に配布した資料の説明であり、これにつきましては 6 月 24 日開催の当常任委員会で説明しておりますので、省略させていただきます。

20 年 9 月までの運転状況につきましては、ごみ焼却施設については受入量が前年同時期とほぼ同量の 2 万 3,648 トンであり、残さ量もほぼ前年同様であったこと、年次定期点検を前年より 2 か月早めて 8 月から 9 月にかけて実施したこと、リサイクルプラザについては不燃ごみ、粗大ごみ及び資源ごみの搬入量はいずれも前年を下回っていること等の報告がありました。また、環境監視項目については、毎月 1 回実施している合併浄化槽排水の水素イオン濃度が 1 度、また年 1 回実施している脱臭装置出口の臭気指数が管理値を超えましたが、原因はいずれも業務受託業者の不注意によるものであり、業者へは厳しく指導したとのことであります。なお、その他の項目はいずれも管理値を大きく下回っております。

委員長

「第 4 期介護保険料中間値について」

(医療保険)介護保険課長

第 4 期介護保険料中間値について説明いたします。

中間値の前に、第 4 期介護保険事業計画の策定状況につきましては、10 月 29 日と 12 月 3 日に、それぞれ第 3 回、第 4 回の策定委員会を開催し、給食サービスの拡大や介護用品助成事業の対象者の拡大、グループホームの新設数などについて報告されております。

それでは、資料をごらんください。

まず、左上の囲みに、平成 21 年度から 23 年度までの第 4 期介護保険料を算定するに当たっての 4 点の基本的な考え方を示しております。

一つ目は、第 3 期計画で道内の市の中で最も高額となっている保険料を引き下げることでございます。後ほど詳細に説明いたしますが、中間値段階の結果としては、基準月額で現行の 4,897 円から 510 円引下げ、4,387 円となる見込みです。

二つ目は、現在933名の特養待機者等への対応であります。地域密着型特養2か所、グループホーム12か所などを新設し、対応したいと考えております。

三つ目は、保険料の低所得者への軽減措置の継続であります。16年、17年の税制改正により、収入は同じでも非課税から課税に変わった方への激変緩和措置が20年度をもって終了することになっておりますが、引き続き低所得者への対策が必要であると考えており、この軽減措置の継続を基金を使用して行いたいと考えております。

四つ目は、市の介護給付費準備基金、約6億7,000万円の使い方についてであります。

北海道が指定権限を持つサービスが予想以上に増加した場合の保険給付費増に備えた必要額約7,000万円を除いた約6億円を保険料引下げに充てたいと考えております。その内訳としては、記載のように報酬改定分で約9,000万円、低所得者軽減等で約5億1,000万円を予定しております。

次の囲みは、保険料推計に影響を及ぼす項目と影響額をイメージとして図にまとめたものです。第4期における保険料の推計につきましては、国から配布されるワークシートに基づき、過去の人口、高齢者数、給付サービスなどを導入し、今後3年間の給付サービス等を推計し、さらにこれから説明をします引上げと引下げ要素に策定委員会での御議論を加味しますと、次期保険料の中間値は基準月額4,387円となります。保険料値上げの主な要素としては、グループホーム12か所新設、地域密着型特養2か所新設、有料老人ホーム3か所新設等のほか、要介護認定者の増加を防ぐための介護予防事業を取り入れた地域支援事業の拡充であり、この中には議会での御議論や策定委員会での御議論をいただいた給食サービスの拡大や介護用品助成事業の対象者の拡大なども含まれております。これらを合わせて約168円となります。また高齢者人口の増加により、第1号被保険者の保険料負担率が19パーセントから20パーセントに引上げとなるのが国から示されておりますが、この分として238円です。低所得者層の保険料軽減措置については先ほど申し上げました理由から実施するもので115円、この軽減分については全額基金から充当したいと考えております。

最後に、介護報酬改定のアップ分として約130円を盛り込んでおりますが、この半分となる65円分は国から補助されることとなっており、残り半分を基金から支出したいと考えております。

続いて、保険料値下げの主な要素としては、高額な介護療養病床が老健や医療療養病床へ転換される療養病床転換で約361円、3期の給付費減少分と4期の給付費増加分の差引きで約187円、基金につきましては、先ほど申し上げました報酬改定に係る利用分約65円を含めた約445円を引下げに充てたいと考えております。

次に、右の表は中間値における第4期介護保険料の段階区分とその内容を示したものです。さきに申し上げました低所得者層の軽減措置として2段階の新設を考えており、所得に応じて行うものであり、保険料率について第4段階を1.0から0.91に、第5段階を1.25から1.16に軽減したいと考えております。このことにより、第3期では6段階から7段階に、そして第4期では6段階から8段階に設定されるものであります。

この中間値は介護報酬改定のサービスごとの改定率が決まっていない段階で、すべての介護報酬を一律3パーセント増で試算して求めたものであり、最終的な額の確定は国からの報酬改定の詳細が示される来年1月下旬と考えております。

なお、先ほど説明いたしました低所得者の軽減という内容につきましては、資料の右のほうの第4期介護保険料の表の中に記載をさせていただいております。

委員長

「北海道後期高齢者医療広域連合について」

(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

平成20年第3回定例会以降の北海道後期高齢者医療広域連合の状況について報告いたします。

資料をごらんください。

まず、1.「北海道後期高齢者医療広域連合議会議員(補欠)選挙の結果について」であります。当選人が決

定いたしました。

(1) 町村長の区分では 2 名の欠員に対し、西田篤正沼田町長と脇紀美夫羅臼町長の 2 名しか届出がなく、無投票により当選が決定しております。

(2) 町村議会議員の区分では 1 名の欠員に対し、松井宏志鶴居村議会議員と渡辺正治余市町議会議員の 2 名の届出がありました。候補者が定数を超えたため、各町村議会における選挙の結果、松井宏志鶴居村議会議員が当選人と決定しております。

次に、2 . 「平成20年第 2 回北海道後期高齢者医療広域連合議会定例会について」であります。11月21日に会期 1 日間で開催されております。

主な議案と概要について説明いたします。

(1) 「平成19年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」については、原案どおり承認されております。決算概要は予算現額37億2,339万1,000円に対し、歳入決算額30億6,984万6,779円、歳出決算額29億5,306万5,586円で、差引き残額 1 億1,678万1,193円は20年度より繰越しとなっております。

(2) 「平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算」ですけれども、前年度決算の繰越金を市町村負担金の減額と広報経費等の財源として補正したものであります。歳入では、市町村負担金を6,000万円減額、繰越金として19年度決算に伴う余剰金7,678万1,000円を補正しております。歳出では、議会費で60万円、総務管理費で1,618万1,000円を補正しております。

(3) 「平成20年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算」につきましては、国の特別対策に伴う交付金により、市町村の健康増進事業及び窓口体制整備への助成を行うものであります。歳入では、相談体制の整備及び健康増進事業に要する経費として、国庫補助金 1 億6,726万7,000円、歳出では、総務管理費で相談体制充実のための経費としまして、端末整備費2,914万円、健康増進事業相談体制充実にかかわる経費助成として、諸支出金 1 億3,812万7,000円を補正しております。

次に、2 ページ目に移り、3 . 「北海道後期高齢者医療広域連合運営協議会の開催について」でありますけれども、第 2 回運営協議会が 9 月26日に国保会館で開催され、「北海道後期高齢者医療広域連合の事業実施状況」、「平成19年度決算状況」、「平成20年度広報事業計画」、「医療費通知」、「特別対策の実施及び検討状況」について報告がなされ、平成20年度における保険事業（長寿・健康増進事業）の実施について協議されたところであります。

また、第 3 回運営協議会は10月29日に同じく国保会館において開催され、「北海道後期高齢者医療広域連合の事業実施状況」の報告の後、「後期高齢者医療に関する条例の一部改正等」、「保健事業」、「平成20年度補正予算案」、「特別対策における資格証明書の交付基準」について協議されたところであります。

委員長

「ふれあいパス利用者の負担額変更について」

(福祉) 地域福祉課長

ふれあいパス利用者の負担額が平成21年度から変更となりますので、その概要について報告いたします。

平成20年 5 月 1 日から市内均一区間のバス料金が200円から210円に改定されました。今年度のふれあいパス事業については、利用者負担を100円のまま利用できるようなバス事業者の御協力を得ているところでありますが、来年度の事業実施につきましては、21年 4 月 1 日から利用者負担を 1 乗車につき110円として事業実施することとなります。このことにより、ふれあいパス専用のバス券「ふれあい回数券」は10枚つづり1,100円となり、21年 4 月 1 日から販売を予定しております。今年度購入した 1 枚100円の回数券が残っている場合は、その回数券に10円を足すことで引き続き利用できることとなります。

市民の皆様への周知としましては、広報おたる 2 月号への掲載、バス車内のポスター掲示を 2 月から実施する予定であります。さらに 3 月のふれあいパス交付のときには、「ふれあいパスの利用方法について」という周知文を

1 人ずつに配布し、内容をお知らせしたいと考えております。

委員長

「新たな嘱託員の配置について」

(福祉)生活支援第2課長

福祉部生活支援課に平成21年度より新たに嘱託員を配置することといたしましたので、その概要について報告いたします。

現在、本市では約3,700世帯が生活保護を受給しておりますが、その中に元暴力団員や暴力団周辺者等の暴力団関係者、傷害や恐喝、覚せい剤の使用などで逮捕歴のある暴力常習者、言動が粗暴な者など、その対応に苦慮している処遇困難ケースが相当数あります。このような中、道内の6都市において暴力団関係者などの対応に経験のある警察OBを嘱託員として配置し、担当ケースワーカー等と一体となって、それらの処遇困難ケースにき然と対応することで効果を上げているところであります。

また、本年10月の北海道による生活保護法施行事務監査においても、このような嘱託員に係る経費は全額国の補助対象となっていることから、嘱託員の配置について検討してはどうかとの助言を受けているものであります。

このような状況から、小樽市においても、21年4月より新たに嘱託員を配置し、ケースワーカー等の職員と一体となってこれらの処遇困難ケースに対応することといたしました。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について順次、説明願います。

「議案第14号について」

(保健所)保健総務課長

議案第14号小樽市保健所使用条例及び小樽市夜間急病センター条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの条例案改正の主な内容は、小樽市保健所使用条例の使用料及び手数料並びに小樽市夜間急病センター条例の利用料金を算定する際の算定根拠を、これまでの告示名からその告示の根拠となる法律条項に改めるものであります。

改正理由は、診療報酬の算定方法という告示は、2年に1度全部改正が行われるため、その都度告示番号を変更する必要があります。また、この全部改正は通常3月上旬ころに行われるため、第1回定例会において当初提案をすることができず、常に追加提案を余儀なくされております。

このたび、病院事業の地方公営企業法の全部適用に伴い、小樽市病院事業使用料及び手数料条例によって、同様に告示の根拠となる法律条項を引用する予定であるため、これに合わせて改正することにいたしました。

委員長

「議案第28号について及び議案第29号について」

(生活環境)主幹

議案第28号及び議案第29号について説明申し上げます。

初めに、議案第28号工事請負変更契約について説明申し上げます。

平成19年度から3か年の工期で桃内2丁目に建設を進めております廃棄物最終処分場第2期拡張整備工事についてであります。今回請負変更契約を締結するものであります。

変更の内容といたしましては、埋立地内で使用する盛土材について使用する切土部分の土質試験の結果、必要な強度を確保するため混合するセメント系固化剤の量及び種類を変更したものです。また、埋立地の造成に伴う伐採木の体積が想定以上に大きかったことにより、処分費用が増加したほか、掘削の結果、確認された岩盤線と当初想定していた岩盤線とに相違が確認されたことから、掘削工の変更を行うとともに、転石破砕工などの概数の確定に

伴う設計変更を行ったものであります。

契約金額は変更前の 7 億 9,275 万円から 8 億 1,094 万 6,500 円に変更となり、変更前と比べ 1,819 万 6,500 円の増となるものであります。

契約の相手方は札幌市中央区北 2 条東 17 丁目 2 番地、岩田地崎・久保・近藤・山吹共同企業体であり、代表者は札幌市中央区北 2 条東 17 丁目 2 番地岩田地崎建設株式会社となっております。

続きまして、議案第 29 号工事請負変更契約について説明申し上げます。

こちらは廃棄物最終処分場第 2 期拡張整備工事（その 2）について請負変更契約を締結するものであります。

変更の内容といたしましては、工事着手前の現地測量を行った結果、埋立終了区域の一部が予想以上に沈下していることが判明したため、一部区域の覆土及び雨水排水路の施工を取りやめるとともに、植生工など概数の確定に伴う設計変更を行ったものであります。

契約金額は変更前の 1 億 9,425 万円から 1 億 8,243 万 7,500 円に変更となり、1,181 万 2,500 円の減となるものであります。

契約の相手方は、小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号阿部・小田・水谷内共同企業体であり、代表者は小樽市緑 1 丁目 5 番 1 号阿部建設株式会社となっております。

委員長

「議案第 36 号について」

（医療保険）国保年金課長

議案第 36 号小樽市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

本条例案を提出いたしましたのは、産科医療保障制度に加盟している分べん機関で分べんした場合に、出産育児一時金の現行支給額は 35 万円でございますが、これを 3 万円引き上げて 38 万円とする健康保険法施行令等の一部改正が行われ、平成 21 年 4 月 1 日から施行されることに伴い、小樽市国民健康保険条例の出産育児一時金に係る規定につきましても、同様の加算措置を設けるためであります。

委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、質問順序についてであります。通常は共産党からであります。本日は公明党千葉委員の保健所への質問に答弁する理事者の体調が不良とのことありますので、公明党を繰り上げて 1 番目とし、以下、共産党、自民党、民主党・市民連合、平成会の順といたします。

公明党。

千葉委員

それでは、早速保健所に質問させていただきたいと思っております。

女性の健康サポートセンター設置関連について

初めに、一般質問の中からののですが、女性の健康サポートセンター設置に関連してお伺いします。このサポートセンターは、道内 26 か所の道立保健所に設置されておまして、女性は女性特有の身体的特徴を有していることから、女性の健康相談にワンストップで総合的に応じることや女性の健康に係る情報収集や分析をしながら地域の状況に応じた健康保持や予防に関する普及啓発などの取組を行うものとお聞きしております。

保健所政令市でございます小樽市では、さまざまな健康相談事業を行っておりますけれども、その主な事業の内容と目的についてお聞かせください。

（保健所）山谷主幹

女性に関連します健康相談の事業でございますが、まず母子に関して申し上げますと、主に保健所のほうに来て

いただく総合健康相談、それから市内の各所に保健所のスタッフが出向きまして相談をお受けするまちかど子ども健康相談、それから電話で相談をお受けするテレフォン育児相談などがございます。

これらにつきましては、こういった内容かということでございますが、相談の内容によりまして、医師の診察でありますとか、保健師による育児相談、それから栄養や歯科に関する相談などを行っております、いつでも子供が順調に成長、発達を遂げられるように、また悩みを解決することによって安心して育児に当たり、適切な育児環境が確保できるようにという目的で行っております。また、ただいま申し上げました相談につきましては、母子を中心としたものでございますが、そのほかにも精神の方を中心とした健康相談を週に 1 回開設しておりますし、それから、内容として性感染症でありますとか、そういった部分になりますと、H I V 性感染症の検査とか相談ということも行っておりますので、内容につきましては多岐にわたっております。

千葉委員

今、御説明をいただきましたように女性に関するところというと、やはり母親と子供という観点では非常に相談事業が充実しているというふうに思っておりますけれども、例えば母親であるかどうかというのを抜きにして、女性が自分の健康に関して相談するというふうになると、どこの窓口で相談をすればいいのかということについてお伺いします。

(保健所) 山谷主幹

女性に関します健康相談ということになりますと、現在、窓口などは設置しておりませんが、先ほど説明した母子に関連する相談の中では、子供の発達だとか育児に関するだけでなく、母親自身の悩み等も相談に応じていますし、あとは、女性の方の年代あるいは相談の中身などによりましては、個々に相談を受け対応しているといった状況でございます。

千葉委員

このセンターの設置に関しての質問に関しては、「女性に関する相談は、内容によって保健所や福祉部、生活環境部において担当をしております。当面これらの相談窓口について、広報誌やホームページなどを通じて市民にわかりやすく周知していくとともに、今後ワンストップサービスの実施につきましても、関係部局で協議を行い検討を進めていきたい」との御答弁はいただいております。

私自身が質問をしたかった内容というのは、女性特有の健康に対して北海道が考えているサポートセンターの検討はどうですかということですから、質問の趣旨と御答弁が若干ずれているように私個人としては感じましたので、いま一度考えをお聞きしたいというふうに思います。

(保健所) 健康増進課長

先ほど保健所主幹のほうからも答弁をさせていただきましたように、これまでも保健所では女性の健康問題ということで、思春期から高齢期までの各ライフステージにおける相談に応じてきています。また、母子保健、思春期、感染症などの部分についても相談に応じてきています。

ただ、北海道が今回女性サポートセンターを開設したという部分につきましては、市民が相談しやすい窓口が必要ということで設置しているというふうに考えておりますので、保健所といたしましても、現在、実際に女性の方から相談が来た場合には、電話を受けた者がそれぞれの窓口に通話整理をする形で振り分けておりますが、実際には市民にとって必ずしもわかりやすいというような形では、現在展開していないというふうには考えております。

こういったことから考えましても、北海道が今回設置するような形での女性の健康総合窓口相談体制ができるかどうかについては、今後、前向きに検討していきたいというふうに考えております。

ただ、この場合、保健所としても課題がございまして、どのような窓口体制にするかということについては、現行の体制の中で対応をしていかなければならないというふうに考えておりますので、そうなった場合に常設をするのか、週 1 回とするのか、また医療機関や北海道との連携体制についても必要というふうに考えております。

女性の健康問題につきましても、心の問題だとか、不妊問題など、いろいろ複雑なものがありますので、より専門的な相談に応じることができる人材育成が必要だというふうに考えております。この部分については、現在、北海道のほうの研修会などにも積極的に参加をさせていただきたいというふうには、北海道の担当者の方には伝えているところです。

また最後に、一番大事な部分としては、幾ら保健所のほうで窓口を整備しても、市民の方がそれについてわからないと、あまり意味がないということです。どういった形で市民の方々に周知をしていくかということが必要だというふうに考えています。また、女性の健康問題については、女性特有の体とかの問題ではなくて、男性側のほうにも性差の理解が深まるような形での啓発・周知が必要だというふうに考えております。

千葉委員

今、詳しく御答弁をいただいたのですけれども、北海道がサポートセンターを設置したのは、大都市では医師がたくさんいるのかと思っていたら、今はそういう現状ではなく、札幌市でも、やはり医師の確保が非常に難しくなってきたり、女性専門外来自体も休診をしてきているところが増えているということで、患者が集中しないようにということもあって、設置をしたということもお伺いしています。今、健康増進課長から御答弁があったように、女性にとって特有のといいますが、やはりホルモンのバランスが崩れる年代になりますと、一気にその症状として頭痛とか、目まいとか、どうきとか、足腰が痛くなるということで、本当にあらゆる診療科目の病院に行って、どこも悪くないということを言われて、最終的にはホルモンのバランスが崩れていたということで、産婦人科の治療で治ったとか症状が軽くなったという方もいるものですから、今、課長がおっしゃった交通整理のような、私が道案内という形で表現をさせていただいたのですけれども、そういう窓口も非常に重要だというふうに思いますし、先ほど御答弁をいただいた、それをどうやって女性の皆さんに周知をしていくかということにも御尽力いただきたいというふうに思っています。

先ほどの御答弁の中で、医療機関との連携をしながらという話もあったのですが、このサポートセンターの設置をした26の道立保健所に関しましても、女性の健康相談員なるものを設けまして、相談窓口を設置するような考えもあるものですから、そういうことも視野に入れた相談窓口、決まった日に健康相談を受けられるような体制を持っていただくような内容になるかどうか、最後にお聞きをして終わりたいと思います。

(保健所)健康増進課長

先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、保健所には、現在、女性の医師、保健師がいることですので、基本的な考え方として女性の健康相談につきましては、同性が相談に応じるというふうな形になっております。

ただ、この段階で例えば週1回とか常設化という部分では、どういった形でやっていくかにつきましては、もう少し検討を重ねて、そうした中で考えていきたいと思っております。

千葉委員

ありがとうございます。

産業廃棄物最終処分場における処分手数料等の着服について

それでは次に、産業廃棄物最終処分場における処分手数料等の着服の件で1点だけちょっと確認をさせていただきたいのですが、前回さまざまな議論がありまして、今の報告内容で事務所のほうでは改善策を講じて今やっているということだったのですけれども、それがどのような改善策だったのか、前は伝票の連番の確認ですとか、またデータ自体が削除してあったとか、そういうさまざまな問題点があったのですけれども、それについてはどのように改善されているのか、お聞きしたいと思います。

(生活環境)管理課長

前回答弁をしましたとおり、手口そのものはそんなに複雑なものではなかったのですけれども、結局私どもで用意してありました連番を打った伝票で毎日チェックをする機能を持たせていたのですが、それが一人の職員によっ

て行われていたという状況です。その部分につきましては、複数の人間でやって、なおかつ現場の人間ばかりではなくて、本社の人間も定期的に顔を出しながらチェックをしているという状況になっております。

あと、システムについては私どものほうで発注しているものであり、今後、データの保存についてはプログラムの変更が伴い、その辺についての費用も生じますので、どのようにするかという部分については、まだ検討をしている最中でございます。

千葉委員

母子家庭支援策について

次に、母子家庭支援策について伺います。

これも一般質問でさせていただいたのですけれども、母子家庭に対する支援ということにつきましては、自立ですとか、就業に当たり、子育て、生活支援策、さらには就業支援策ですね、それから養育費の確保ですとか、経済的な支援など、総合的な支援策を展開しているところであると思います。

そこで、小樽市で実施してございます自立支援教育訓練給付金事業と高等職業訓練促進給付金事業の事業内容及び平成18年度と19年度での実施件数等についてお示しいただけますか。

(福祉) 子育て支援課長

今お尋ねの二つの事業ですけれども、小樽市の事業としては母子家庭自立支援給付金支給事業となっていて、平成16年度から実施しています。その中身は今委員がおっしゃったように二つありまして、一つは小樽市自立支援教育訓練給付金支給事業で、その中身は市が指定した職業能力開発のための講座、例えばホームヘルパー、介護事務とか、医療事務あるいは医療事務のコンピュータ関係の業務を受講した場合に、受講終了後に受講料の20パーセントを支給するものでございます。

それからもう一つは、小樽市高等職業訓練促進給付金支給事業ですけれども、これは母子家庭の母親が生活の安定に資する資格の取得を促進するために、当該資格の取得に係る要請訓練の2年以上の受講期間のうち、終わりの3分の1に相当する期間の12か月分を限度に月額10万3,000円を支給するものでございます。

それで、実績ですけれども、18年度につきましては、自立支援教育訓練給付金支給事業についてはヘルパーの資格取得が7件、医療事務の資格取得が1件、それから高等職業訓練促進給付金支給事業は2件となっています。それから、19年度ですけれども、自立支援教育訓練給付金支給事業のうち、ヘルパーの資格取得が7件、高等職業訓練促進給付金支給事業は4件となっています。

千葉委員

これらの事業効果についてはどのようにお考えでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

こちらは就業に資するような資格取得ということでございまして、実際にその後、状況を聞いておりますけれども、例えば平成19年度についてはヘルパーの資格の取得をされた方が7名いらっしゃいますけれども、現在のところその関連企業に勤められている方が3名、関連がないけれども就職をされている方が1名、あと残念ながら現在も求職している方が1名、あと体調不良の方が1名などというふうになっています。

これはやはり結果的に全員ではないですけれども、常時雇用あるいは臨時雇用も含めまして、相応の雇用のほうに資する形になっているというふうに考えております。

千葉委員

今お聞きした、資格を取った方でお勤めになっている方も何名いらっしゃるといことで、もともと人数が多いか少ないかが判断の基準にはなりませんけれども、心のある事業だということを私も感じております。

本当に母子家庭の経済的な自立というのは、就業が非常に重要であるということを思っておりまして、小樽市では母子家庭の就業支援につきまして、御答弁の中で「就業指導員がハローワークと連携しながら個別の相談に応じ

て就業に結びつくよう努めている」とのことでした。具体的にその流れについて御説明をお願いしたいのと、また就業相談を受けて実際に就職に結びついている事例があれば、それについて御説明願います。

(福祉)子育て支援課長

こちらの流れですけれども、就業指導員がハローワークと連携をするという形になっていますが、実は子育て支援課に母子自立支援員が配置されていて、基本的には今回もまずは子育て支援課に配置されている母子自立支援員が相談を受け、その後の流れということで市長が答弁したものでございます。

それで、母子自立支援員は一般的に母子家庭の方々の生活全般にかかわる相談を受けるわけですけれども、その中で例えば一時的な資金不足の相談であれば、貸付金の説明をしたり、資格の取得についての相談であれば、前段に答弁をしましたような自立支援給付金のことを説明したり、あるいは家庭内暴力のような相談もございます。その中で、求職に関する相談があった場合には、生活支援課に配置されております就業指導員ですとか、あるいは別館 4 階に高齢者職業相談室がございまして、こちらはどのような方の就業相談でも受ける窓口になっておりますので、そうしたところに伝えることになります。

それで、具体例としては母子自立支援員が話を聞いて、生活支援課の就業指導員の方に伝えていくわけですが、そこで改めて相談者と面談がなされ、その方々の個別の事情に応じて仕事を探していくわけですけれども、年間の件数はあまりなくて、これまでも仕事についての実績というのは平成 18 年の 1 件なのでございますけれども、その例としましては、離婚をされて失業されている方が生活保護の受給を希望されて子育て支援課にいらっしゃったのですが、就業指導員の方を通して仕事を探して病院の看護助手の仕事につかれたという実績がございます。

千葉委員

それでは、母子自立支援プログラム策定事業の実施につきましても、他都市の事例なども検討して考えているという御答弁だったのでございますけれども、実際に道内他都市の本事業の実施状況はどうなっておりますでしょうか。平成 18 年度から教えていただきたいと思っております。

(福祉)子育て支援課長

道内他都市の事例ですけれども、平成 18 年度は札幌市のみです。それから 19 年度は旭川市、函館市、石狩市、滝川市が加わって 5 市、20 年度はさらに深川市が加わって 6 市となっております。

千葉委員

私が調べた状況とちょっと違うのかと思います。あとでちょっと確認をしたいのですけれども、この事業の効果についてはどのようにお考えか、お聞かせ願えますでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

やはりこのプログラム策定事業ということになりますと、特徴としては継続的な自立・就労支援を実施するというようなことが最大の効果だと思います。

千葉委員

私もそのように思うのですけれども、小樽市として就業率というのは把握できないということをお伺いしてはいますが、児童扶養手当受給者ということで、母子家庭の方の人数とか、その中ではどのぐらいの方が就業していらっしゃるのかとか、そういう把握はできないのかどうかお伺いしたいと思います。

(福祉)子育て支援課長

今お尋ねの児童扶養手当受給者のうち、母子家庭の方の就労状況を把握できないかということですが、そもそも児童扶養手当については、母子家庭の方だけではなくて、そこに例えば祖父や祖母とかが一緒に住まわっている方も児童扶養手当の支給対象になります。今お尋ねの母子家庭でございまして、そういった方がいない母親と二十未満の子供で構成される家庭になるのですけれども、残念ながら児童扶養手当のデータの中には母子家庭のデータというのはございません。

ただ、児童扶養手当受給資格者の方全体で就業されている方の数というのは、全国で調べたわけではないのですが、極めて限定的な現況届の際の一部の方々から想像するに、おおむね 8 割程度の方は就業されているのではないかというふうに想像しております。

千葉委員

今、お話を伺いましたけれども、そういう見本として、厚生労働省などによる全国的な若干のアンケートとか調査に基づいて、母子家庭に対する全国的な傾向がある程度出ておりますけれども、やはり小樽市としても、母子家庭についての把握が非常に重要だというふうに私は思っています。例えば生活保護に関しましても、その中で、では高齢者の方が何割ぐらいなのか、障害者の方が何割ぐらいなのか、その中でもまた母子家庭の方が何パーセントいるということで把握をしておりますし、では児童扶養手当受給者という中にも、今おっしゃったようにさまざまな方がいらっしゃるということがございます。

この児童扶養手当も生活保護もそうですけれども、やはり生活や所得がある一定の水準に達していない方に対して支給されるものでありますし、小樽市としましても、しっかり母子家庭の傾向と言葉で言うとちょっとあれなのですけれども、やはり生活保護受給者の議論もいろいろされておりますが、大体ほぼ減る傾向ではない。そういうような方が増えている傾向であるということになれば、それでは母子家庭の方々の傾向はどうなのだろう。そういう中で増えていっているとすれば、やはり就業については継続的に支援をしていくことも大事でありますし、その前段でどのぐらいの母子家庭の方々がこれを受給して、中にはパートの方もおりますでしょうし、児童手当をいただかないで自立して生活ができる方もいらっしゃると思いますけれども、そういうふうになっていただけるような支援というのは非常に必要だというふうに思っています。国のほうとしても「『福祉から雇用へ』推進 5 年計画」の中で、母子自立支援プログラムの策定件数を平成 23 年度までに 2 万件以上にするという目標もきちりあるというふうに伺っておりますし、やはり生活保護のほうでもプログラムの制定に向けて動いているということもありますので、市としてプログラムという型にはまったのは今お話を伺うとなかなかいろいろ問題があるということもお聞きしておりますけれども、今まで以上に、例えば A さんが相談に来ました。それで、子育て支援課のほうでは、こういう窓口に、その方が行きました。その先にこのようにして継続的な支援なり、また先ほど言った市で行われている高等職業訓練の事業だとか、ヘルパーの資格を取れるそういう事業もありますということをしっかり周知をしていける取組というのが非常に大事だというふうに思います。最後に御意見を伺いたいと思います。

(福祉) 子育て支援課長

今、委員の御質問のとおり、母子自立支援プログラムを策定していくということは、継続的な自立支援を行っていくという点では非常に有効な手段であると思います。先ほど来説明していますが、現在、小樽市でも生活支援課とも連携をしながら実施しておりますけれども、この母子自立支援プログラムではないですけれども、生活支援課にも就業に関係する一つのプログラムがございまして、そこによって求職活動をしていくという方法もあるかと思えます。それからプログラムを策定するという場合には、策定員には就業にかかわる相談以外にも児童虐待とか貸付金に関する相談が多いこともありますので、平常の体制を活用して、さらに実効性のある取組ができないかということもありますけれども、具体的な対策については他市の状況も見ていきたいというふうに思っています。

千葉委員

福祉避難所の福祉部としての対応について

最後、簡単に質問をさせていただきたいのですが、第 3 回定例会の予算特別委員会の中で防災に関連して福祉避難所の質問をさせていただきました。そのときの総務部防災担当主幹の御答弁の中で、避難支援プランの実態調査を実施してまして、非常に御苦労されているというお話も伺ったのですけれども、今後、障害者の方とかを対象にした実態調査を実施していかなければならないともありました。それも含めての実態調査だったのかというのをちょっと確認したかったのですが、福祉部と連携をしていきたいというお話でありましたので、ぜひ福祉部として

この防災、若しくは福祉避難所に関しましての現在のお考えですとか、あるいはどのようにかかわっていくのか、その辺についてもう少し具体的にお聞きしたいというふうに思います。

(福祉)地域福祉課長

要援護者リストづくりにかかわる進ちょく状況といいますが、福祉避難所の開設に向けての動きでありますけれども、民生委員の方の御協力を得て今年度、要援護者リストというのですか、要は避難を求める方々の対象者をまず調査していただいて、大体10月いっぱいぐらいには各民生委員の方から対象者のリストが来まして、今総務部の防災担当でそのリストを整理している段階だと聞いております。今後、福祉部のほうにあります障害者のデータなどと突合する中で、福祉避難所の対象者というのですか、それになり得るような方々を具体的に把握しながら、防災担当とも相談していきますし、各施設の実態もあります。我々としても各施設と調整をしながら具体的に動いていきたいというふうに考えております。

千葉委員

福祉避難所の指定というのが、これは新聞報道にもありましたけれども、ある調査では、全国ですべてを指定している自治体が7パーセントで、一部指定が23.7パーセントということで、日本の自治体としてもまだ3割弱にすぎないと思いました。ただ、地域によって、例えば本当に震災に遭われたそういう地域というのは、そのまち自体でもそういう意識が非常に高いということで、ある意味進んでいるのかというものは感じるのですが、やはり普段私たちのように、どこにでも行けるところに行ってしまうような健康状態の方であれば、そういう意識はなかなかわいてこないと思いますけれども、障害者の方とか、在宅で医療を受けている方とか、要介護の高い在宅の方にとりましては、何かあったときに自分はどうしたらいいのだというのは非常に重要な問題だと思っています。ですから、例えばそれが高齢者の方とか、またひとり暮らしの障害者の方であれば、今回訪問して多分リストに載ってきているかと思いますが、やはりそういう面では福祉部の方のそういうデータなどは、非常に重要になってくるのかというふうに思っていますので、非常に時間のかかることとは思いますが、福祉避難所の設定は、これから共同で連携をしてきちんと考えていくというふうに受け止めてよろしいでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

委員がおっしゃるとおり、避難支援プランの作成については、具体的にこれから進めるといのはかなり難しい部分もあるのですが、総務部の防災担当が中心になってやっていくことになるかと思います。福祉避難所の必要性は我々も十分理解をしておりますので、そこは他人任せにはなかなかできない部分だということにも考えておりますので、先ほど答弁しましたように、まずその対象者を把握した中で、市の施設も含めた市内各施設の状況も踏まえて、どういった形でやっていけるのかということを積極的に考えていきたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、共産党に移します。

中島委員

ふれあいパスの市民負担分の値上げについて

最初に、ふれあいパスについてお伺いします。

先ほど、来年4月1日から、ふれあいパスの市民負担を現在の100円から110円にするとの報告がありました。市内の中央バスの料金は5月1日から値上げになっており、それから、現在までの間についてはどういう話し合いがされて、来年度からの引上げについてはどの時点でそういう話し合いをし、決まってきた経過があるのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

本年3月にバス事業者から市のほうにもバス料金を210円に値上げしたいということでお話がありました。当初よ

り 5 月 1 日からふれあいパスを 210 円の体制にするのは無理だと考えておりましたけれども、バス事業者としても収支ギリギリの段階で、さらに 9 年ぶりの改定だということもあり、全体の事業を考えて 10 円の料金値上げということでの理解をしていただきたいということで、ふれあいパスについてもなるべく早期に 210 円での協議をしたいということでの話をいただきました。

そういった中で、我々としては、それより少し前に、平成 20 年度の事業についてバス事業者とも話をする中で、料金の値上げがないということを確認して進めておりましたので、今この時期に言われてもという部分と、当然その事業内容を変更するということに対しては、市費の負担と利用者の負担ともどもそう簡単にいくものではないという話の中で、事業者とも協議を重ね、それで今年度の実施は難しいということで、ただ単に我々も引き延ばすということではなくて、対象となる高齢者が右肩上がりが増えていくという背景がございますので、市の財政を考えると、ふれあいパスの事業がどうあるべきかということも含めて、いろいろと内部でも検討をして中央バスとも協議をさせていただきましたけれども、最終的にはこれだけ高齢者の方になれ親しんだふれあいパスの事業内容というのをそう簡単に変更もできないだろうということで、小樽市としては増加する高齢者の負担分は頑張ろうと。ただ、この 10 円の値上げ分まではちょっと事業費の上乗せはできないという形の中で、バス事業者もこれ以上の協力は無理だということで、利用者に 10 円の負担をお願いしたいという話で、一応 10 月末には一定程度の方向性が出たというような経過であります。

中島委員

今のお話を聞きますと、高齢者が増加する部分については市が負担する。しかし、10 円の値上げ分については市民負担というお話ですけれども、現実にはこの 10 円の値上げ分を小樽市が 1 年間負担するとしたら、幾らぐらいのお金がかかることになるのか。そして高齢者の自然増分の負担というのは、幾らぐらいになるのでしょうか。

平成 19 年度決算で見ると、ふれあいパス事業は 2 万 1,806 人を対象にして約 15 億 6,850 万円です。前年度と比べて 2,000 人ぐらいの増というふうになっているのですけれども、こういう経過を見て、小樽市の負担分とそれから年間 10 円の負担分とは、どれぐらいの額になりますか。

(福祉) 地域福祉課長

まず、最初の御質問でありますけれども、1 冊 10 枚つづりのふれあい回数券が大体二十五、六万冊売れておりますので、10 円の値上げによって 2 千五、六百万円の事業費増ということになるのかというふうに考えております。

あと、対象者の増ということで言いますと、年によりちょっと波があるのですけれども、大体 1,000 人前後が増加する形になっておりまして、大体交付率 7 割にあと金額を掛けるということで、ちょっと今データを持ってきていないので金額は言えませんけれども、そういった数字になるのかと考えております。

中島委員

市の財政は大変だということはもう繰り返し最初から最後まで常に話題になるところですから、簡単にしてやるというふうには言えないという気持ちはわかりますけれども、少なくともこの 1 年間は何だかんだ言いながらバス事業者が 10 円分を負担してきたのです。来年度からは市民に負担をしていただく。市の負担は通り過ぎていのです。本来なら、同じように痛みを分かち合う。事業者が 1 年やる、今度の 1 年は小樽市が頑張る。そのかわり来年度からは市民の皆さんにお願いします。こういうふうにならなかったのでしょうか。こういう議論はされたのですか。

(福祉) 地域福祉課長

ここまで言っているのかどうかかわからないのですけれども、いろいろな検討をする中では、実は市の財政を考えると、自然増としてだんだん増えていくという部分については、今議会でも出ていましたけれども、政府ももしかどうしようもない扶助費の伸びというのもありまして、こういう市の単独事業の部分というのは、一層厳しくなっている。そういう背景がある中で、やはりふれあいパス事業というのは、市長もそうそうやめる気はないわけで、

ただ事業費がどんどん伸びていくという部分については、かなり厳しい財政状況ではある。そういった中で、現在の大体の予算といいますが、決算ベースでどう事業展開ができるのか。今後まだ継続可能な事業内容というのは、こういった形なのかという部分で、いろいろな検討をさせていただきました。対象年齢を上げるとか、所得制限を設けるとか、事業内容をちょっと変更しようとか、いろいろなことを考えましたけれども、そういった中で落ちついたのが、やはり事業内容はなかなか変えるわけにもいかないという中で、10円分の負担を市民にさせていただくという結果でございました。

中島委員

今景気が右肩下がりどころか、仕事を失ったり、生活に事欠くような状況で、とりわけ高齢者、低所得者の皆さんに大変な事態が起きているわけですから、少しでもその皆さんの負担を少なくしたい。市民に不利益にならないような状況をつくっていきたいと思うのは、市職員の皆さんも同じだと思うのです。そういう中で、10円といえど、ふれあいパスというこの高齢者向けの独自施策を変えるということについては、私は本当に残念なことだと思えますし、もっと方法はないのかということ意見を意見として言いたいと思います。

さらに、では10円を負担するのだったら、少なくともこの間ふれあいパスに対してさまざまな市民要望や意見が届いているはず。例えば現金を使ってふれあいパスを利用させてほしい。券を買うという手間が大変だから、現金の利用はできないのかということも私たちも取り上げてまいりましたし、再三要望にもあるところです。せめてこういう部分を拡大しようということについてはどうでしょうか。

(福祉) 地域福祉課長

確かに平成16年度は100円のワンコインでやっており、17年度からは回数券での実施という経過がありますけれども、利用実態がなかなかつかめないという中で、回数券方式になったかとは思いますが、少なからず、今年度は団体も含めて高齢者の方々といろいろな場面で私は会いますけれども、ふれあいパスについて100円硬貨の利用で乗せてくださいというような話は耳にはもう届いておりませんので、今の回数券方式というのは親しんだのだろう。逆に今年度の5月以降は、ふれあいパスを楽しみにもらいに来る方がたくさんおりますけれども、まだ100円で乗れるのですねという声のほうが逆に多かったというふうには感じております。

中島委員

地域福祉課長はこういうふうにして出発をするということに御理解をいただけるということですが、私たちは市民の皆さんの大きな運動の中でつくられた制度なので、市民合意の上でやはり進めていただきたい。10円といえども、値上げについては苦言を呈して、この質問を終わります。

暴力団対策の職員配置について

次に、職員配置の問題で、生活支援第2課のほうから暴力団対策という問題について提案されました。これは先ごろ市営住宅への暴力団員の入居を防止するために、警察に入居者リストを提出して、暴力団の入居を防ぐという協力が小樽市でも始まったということがありまして、OBとはいえ警察の力をかりるという新しい試みかと思うのですが、実際にこの生活保護施策を進める上で、現場でどういう困難があるのか。元警察官にどういう役割を期待しているのか、解消できる問題があるのか、この辺について説明をお願いします。

(福祉) 生活支援第2課長

前段のどのような事例があるのかということですが、現実的にはいろいろな経過の中で、窓口であるとか来庁時に大きな声を出されたり、あるいは訪問時に「もう来るな」と言われたり、あるいは逆に保護の支給対象とならないような状況があった場合に、その部分を説明しているにもかかわらず、何度も何度も「何で出ないのだ」というような電話あるいは来庁でその対応が長引くというか、そういうような状況があります。特に暴力団、元暴力団とかの方につきましても、保護費を使ってしまいまして、「お金を貸してくれ」と。「そのようなことで貸せません」と言ったら、「おれに死ねというのか」というようなことで、非常にどうしようもないやりとり

が続くという状況があります。それに対しては、通常というか、これまでもケースワーカー単独ではなくて、係長である査察指導員であるとか、場合によっては我々も対応をしているところであります。

ただ、なかなかき然としてというか、そういうような部分について、例えば腰が引けてしまうという状況が実際には起きているということです。それで、我々としては、当然そのような処遇困難の方に対して、ケースワーカーとしてケースワーク業務をきちんと円滑に進めなければ、もともとの生活保護の運用ができないだろうというふうに考えております。ですから、ケースワーカーは保護世帯の状況をやはり常に把握して適切な保護をしていくということが求められている。こういった中で、時には被保護者に対して厳しい指導があったり、あるいは触れられたくない質問や指導を行うということにもなってしまいます。それが、また相手方にとって不満があって、先ほどのような状況につながるということもあります。そういった中で、このような暴力団関係者というか、そういう方との対応にノウハウを持った警察OBの方に嘱託員として来ていただいて、ケースワーカーと一体となって、き然とした態度で対応するというので、このケースワーク業務がより円滑に進んでいく、あるいはケースワーカーの心理的な負担について軽減されるのかということについて期待をしているというところでございます。

中島委員

現在市営住宅に入居している暴力団はいないと聞きましたけれども、生活保護受給者の中には暴力団員あるいはその関係者の方がどれぐらいいらっしゃるかと把握しているのですか。

(福祉)生活支援第2課長

現在、生活保護においても現役の暴力団員につきましては、保護の対象となっていないというか、収入源が把握できないということで、生活保護としては対応していないという状況です。ですから、当然小樽市においても、いわゆる現役の暴力団員だと警察に登録されているので、そうした方については保護世帯にはおりません。ただ、元暴力団員であるとか、あるいはその周辺者という言い方を結構するのですが、暴力団員あるいは元暴力団員の方と交流のあるような方が暴力団関係ケースという形でとらえられております。その世帯については、小樽では現在8世帯ということで警察のほうと連携をしているところです。そのほかに、いろいろとトラブルを起こすというか、処遇困難ということで生活支援課としてとらえているのは、大体80世帯というふうに考えているところです。

中島委員

暴力団員が必ずしも威嚇的な態度や大声を出すとは限らない、一般市民でもそういう方はいらっしゃるのではないかという気がするものですから、き然とした態度で臨むという、暴力団のノウハウを取得した警察OBに期待するというその中身と、そういうことで対応をしなければ市の業務が円滑にいかないのかというあたりについては、ちょっと悩ましい問題ではないかと私は思うのですけれども、約80世帯と言われるこの方々のために、新たな嘱託員を配置する。この方は、一般市民、一般保護世帯への対応についてはしないと、この暴力団関係のみというふうに判断していいですか。

(福祉)生活支援第2課長

業務内容についての今の想定では、暴力団関係ケース及び処遇困難ケースということで考えておりますので、先ほど答弁をしました8世帯もしくは80世帯以外の方については、一応現時点では想定はしておりません。

中島委員

私は、やはり地方自治体の業務を遂行していくというときに、いろいろな市民の方がいらっしゃるの事実だと思うのです。そういう中での対応策の一つの方法、手段という形で提案されたものだと思いますけれども、基本的にはやはり地方自治体の総力を挙げて多様な市民の皆さんに対応していくというのが基本だと思うのです。今、モンスターペアレントというも話題になっていますけれども、大変な方が出たら、そのような人に対応する特別な人を配置するというやり方が常態化して果たしていいのかどうか、そういう点では安易な導入になっては困るという面を感じます。

それと、生活保護世帯の皆さんに警察OBが嘱託員として配置されているということが流布される中で、一般市民への窮屈な思いというか、鎮圧的な雰囲気を暗に感じさせるような結果になっても、これもまた行政の目的とは違うものになると思うのです。そういうことを大変懸念するのですけれども、そういう点についての心配はないのか。また、経費も新たに税金で対応する中で、いくらこれは市が負担をしないとはいっても、国が出すお金といっても、これは私たちの税金で対応する中身ですから、二重の税金の支払で対応する仕組みだと思うのです。そういう点については、私たちはあまりこういう方法がいいのだろうかという思いがあるのですけれども、一般市民と暴力団関係者以外の生活保護世帯に対する影響についてはいかがでしょうか。

(福祉)生活支援第2課長

警察OBを配置するという部分につきましては、あくまでも被保護者に対して給付制限をすとか、あるいは保護費を削減すとか、そういう方向性で臨んでいるわけではないということをご理解いただきたいのです。あくまでもケースワーカーが本来業務を行う上で、やはり障害となる処遇困難な方がいるという現実があるわけです。必ずしも警察OBの方がいいとは私も思っていないのです。ただ、いわゆる小樽市の人事異動の流れの中であるとか、あるいは男女間のことと言ったら変なのですが、そういう部分でやはりケースワーカーの経験年数が短い職員あるいは女性のケースワーカーも現実的にはいるわけなのです。市役所に市民の方が見えられたときについては、もちろん指導員なり、我々の対応というのができます。ただ、現実的にはケースワーカーの仕事は家庭訪問に始まって家庭訪問に終わると言われているほど、やはり出かけて行って被保護世帯の状況をまず把握する、確認する、そこがまず保護の要件を満たしているかどうかという一番の問題というか、事項なのです。ですから、その行った先で何が起きるかという部分、以前に私もケースワーカーをやっていましたけれども、包丁をちらつかせられたこともありますし、傘を振り回されたりということもあります。現実的に今そういうことは報告を聞いていませんので、起きてはいないと思いますけれども、やはりそういった中で身の危険を感じたケース、そういう場面というのはあったわけです。ですから、そういうようなこともあって、他の都市においてもそういう対応になれていると言ったら変なのですが、そういう方を雇用して、嘱託員単独での行動ではなく、あくまでもケースワーカーと同行して、業務を円滑に進めていきたいというふうに考えているところなのです。ですから、あくまでも一般保護世帯に対して窓口に来たときに、「何だおまえは」というふうな形での対応については一切考えておりませんので、あくまでもそういう処遇困難ケースという形の、ある一定の抽出した保護世帯に対してのみ対応していきたいというふうに考えておりますので、そこら辺は御理解をいただきたいと思います。

中島委員

滝川市では職員全員で、お金を返さなければならないという大変な事態に陥っているようですが、き然とした態度でルールにのっとった業務が遂行されることを私も願っております。

ふれあい見舞金について

次は、ふれあい見舞金についてお聞きします。

今年度も福祉灯油ということで決定されまして、年内に支給されるかと思いますが、今年度からふれあい見舞金と福祉灯油については、変更になってまいりました。そこで昨年度の実施数と今年度の対象者数、それから支給額についてそれぞれ昨年度比で御報告ください。

(福祉)地域福祉課長

昨年度のふれあい見舞金は、独居高齢者と母子世帯については市から2,000円、共同募金会から1,000円の3,000円、重度身体障害者等は、市から2,500円、共同募金会から1,500円の4,000円です。対象者数でありますけれども、独居高齢者世帯は2,349世帯、母子世帯は590世帯、重度身体障害者等の世帯は1,918世帯、合わせて4,857世帯です。その後支給しましたいわゆる福祉灯油の支給額は、市から4,200円、共同募金会から800円支給しまして、世帯でありますけれども、独居高齢者世帯は2,324世帯、母子世帯は527世帯、重度身体障害者等の世帯は1,003世帯、合計で

3,854世帯です。今年度の対象でありますけれども、今年度の小樽市からの福祉灯油の支給額は1世帯当たり6,000円、共同募金会からは2,000円、対象数でありますけれども、予算ベースであります、高齢者世帯は3,300世帯、母子世帯は550世帯、重度身体障害者等の世帯が1,450世帯、合計で5,300世帯であります。

中島委員

昨年度はふれあい見舞金と福祉灯油とで対象が若干変わったということがありまして、4,857世帯あるいは3,854世帯と比べて、今年は5,300世帯ですから、対象世帯は広がったということがわかります。これは市長も対象者を増やしたと言っておりました。支給額のほうは6,000円ですが、昨年度の状況を見ますと、ふれあい見舞金との関係では3,000円と4,000円の方に対して5,000円が追加になっていますから、8,000円と9,000円が支給されたということですね。今年度は6,000円に対してふれあい見舞金のほうは減額になっていますね。市の出している分が少なくなっているわけですから、ふれあい見舞金と市の福祉灯油を足して6,000円というふうに考えていいのですか。

(福祉)地域福祉課長

共同募金会と市の支給分を合計しますと8,000円になります。

中島委員

8,000円ですか。それでは、市の負担分は昨年度は幾らで、今年度は幾らになったのかという総額で教えてください。

(福祉)地域福祉課長

昨年度のふれあい見舞金と福祉灯油を合わせて市費が約2,585万6,000円、今年度の事業費は3,190万円になります。

中島委員

3,190万円のうち北海道からの補助金を除いたら幾らになりますか。

(福祉)地域福祉課長

今年度のこの3,190万円というのは事業費でありまして、北海道からは1,590万円の補助金が入ることになっています。よって市の純粋な負担としては1,600万円ということになります。

中島委員

つまり対象者は5,300世帯に増えたけれども、市が実際にこの福祉施策に使うお金は減っていると、2,580万円から1,600万円に、大体1,000万円ぐらい節約できたというか、北海道が若干援助をしてくれたということで、少し助かっているのです。これをありがたいと思ってそのまま減らしたという形ですけども、私はやはり北海道が援助する分、市が昨年度出した分ぐらいは同じように出して、応援したらどうかと、そういう発想にどうしてならないのかと思うのです。この対象者は75歳以上ですよ。70歳以上にするとか、そういう意味で昨年度並みの福祉施策をというふうには御検討されなかったのでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

先ほどのふれあいパスと同様に、原課とすればいろいろなパターンを計算して検討したわけでありまして、確かに市の持ち出しの事業費は減った形にはなりますけれども、いかんせんこの小樽市の財政状況でどこまで頑張れるのかと。昨年の灯油価格と今年の灯油価格の比較で、昨年は支給を決定した時点で上昇する傾向がまだ先にもちょっと見えたけれども、今年は若干なりとも下降傾向にあった中での事業をやろうという確認の決定をしたといった背景もいろいろとありまして、小樽市とすれば最大限頑張ったのではないかと私は思っております。確かに対象者で言えば、全道のトップをいっているというわけではございませんが、昨年度と比較して高齢者世帯でも独居以外にも支給対象世帯を増やすとか、少しでも対象も広げようということで、努力したつもりではございます。

中島委員

その努力については認めますが、それではもうちょっと聞きますけれども、ふれあい見舞金は社会福祉協議会の

単独事業になりました。そして、福祉灯油は小樽市の事業になります。福祉灯油の実施状況については、毎年の判断という御意見なのです。灯油価格の動向や小樽市の財政状況や他都市の状況でその都度判断をしていく。そうすると、来年度は実施をしないということもあり得るわけです。ふれあい見舞金単独の実施ということになったら、社会福祉協議会の負担分だけということになり、そうなると2,000円の支給になるということによろしいでしょうか。

(福祉)地域福祉課長

もし、小樽市が福祉灯油を実施しないということでの判断をすれば、共同募金会単独のふれあい見舞金の実施ということになります。ただ、共同募金会自体も財源は歳末の募金でありますから、その2,000円がずっと担保されているわけではないというふうに伺っております。

中島委員

これは年末の低所得者対策として、もはや越冬手当です。そういう形でこれまでも大した金額ではありません、3,000円とか4,000円ですけれども、ささやかながら、民生委員の皆さんが届けてきたお金なのです。今の課長の御答弁だったら、ふれあい見舞金は毎年やるかやらないかわかりません。福祉灯油も小樽市はそのときの判断です。なくなるかもしれませんということを前提にしたお話なのです。もともとふれあい見舞金そのものも、福祉灯油が10年来続いて、これが終わるときにこのまま終わらせないで冬期対策として新たに創設して継続してきた事業なのです。そういう点では、福祉灯油制度を小樽市の責任できちんと残して、これまで支給してきた額をセットして、それより上乘せするかしないかはそのときに判断をするにしても、最低これまで継続してきた分については、制度として残すというのが基本ではないですか。当然そうしてほしいと思うのですが、いかがですか。

福祉部長

前段でありました今年度の福祉灯油と今までの比較ですけれども、委員が言われますように、市費は純粹には1,000万円ほど減っており、そういう見方もあるうかと思いますが、支給対象世帯の拡大もありまして、事業費としては600万円から700万円増えています。また、他都市も5,000円というのが相場という感覚ですので、小樽市としては今年度は頑張ったという感じでおります。来年度につきましては、今からまだ1年後のことで、なかなか仮定のことですので基本的にはわからないとしか言いようがないのですけれども、地域福祉課長が答弁をしましたけれども、歳末助け合い運動の募金は小樽は頑張っていて、1,300万円から1,400万円集めてきていただいています。そのうちの7割あるいは8割ぐらいを優先的にふれあい見舞金という事業に共同募金会として寄附をしていただいているというふうに聞いておりますので、来年度まで担保した話ではございませんけれども、そういった流れはたぶん変わらないだろうというふうに思っています。そうした場合に、小樽市が全く参画しないのかというお話ですけれども、今までの経過もありますので、それはそれで全く関係ありませんという言い方は今はできませんけれども、やはりそのときの灯油価格なり、低所得者の方々の生活困窮、そういったことも見まして、あるいは正直な話、北海道の制度がどういうふうになるかということも考えながらやっていきたいというふうに思っていますけれども、今年度は仕切りをつけましたので、支給するとしても課長が答弁をしたように福祉灯油という形でふれあい見舞金に合算して出させていただくのか、あるいはできないのかということは、やはりそのときに判断するというふうに思います。

中島委員

これで終わりますが、最低限昨年度までやってきたふれあい見舞金の実績を下回ることをない対策を何とか努力していただきたい。それだけは努力するというお答えをいただきたいと思いますが、福祉部長、いかがでしょうか。

福祉部長

繰り返しになりますけれども、今年度もそうですけれども、当初予算からは組めなかった事業でございますので、共同募金会との絡みもございますし、今までの経過もあります。そういった部分も踏まえまして、また来年の10月

なり11月に考えることだろうというふうに思います。

中島委員

今後また話題にしたいと思います。

介護保険料の引下げについて

介護保険についてお聞きします。

最初に、今回、介護保険料を最終的に月額で510円引き下げるという報告をいただきました。ただ、これまで新聞などでは、2回にわたって保険料についての報道がありまして、これまでは引下げ額が314円、介護報酬が3パーセント引上げになれば265円と、具体的な数字の報道が続いていたものですから、今回510円というふうになった理由について説明してください。

(医療保険)介護保険課長

この時期に510円の引下げになった理由についてでございますけれども、1回目の新聞報道で引下げ額は334円と報道されていたと思います。その時点では、各種サービスの要素を積算いたしまして数字を出しておりますけれども、報酬改定の要素というのは見えておりませんでしたので、その部分は含めておりません。2回目に新聞報道されたときには、4,897円から265円下げた4,632円という金額が出ております。このときに今の報酬改定分の影響額を試算いたしまして、その半分の額を要素に見ておりますので、引下げ額が若干1回目より少なくなっている感じになっています。それから3回目、この前の新聞報道で出ました4,387円につきましては、510円の引下げになると出ました。大きく変わっておりますのは、保険料を出すときに算定する数式の中に、保険料の収入率で3年間の必要な保険料の額を割るという部分があるのですけれども、そのところに最初、滞納繰越分も含めた全体の収入率で見えておりましたが、一度出した数値について国のほうから指導がありまして、滞納繰越分を除くあくまでも現年度分の収入率で割り返すこととなり、96パーセントで見ていた収入率を98.23パーセントを使うことにしたことによって引下げになっております。それから、低所得者層の軽減措置という部分で保険料率の設定について見直しをした。そのほか小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会の議論の中でもサービスの充実ですとか、グループホームの設置数など内容としての見直し部分も含めて、最終的に現行保険料から510円の引下げとなりました。

中島委員

結果的には介護給付費準備基金6億7,000万円のうち6億円を保険料引下げのため投入するというところで、私は大変評価をしたいと思いますし、市民の皆さんの高い保険料にかんがみ、大変歓迎される話になるとと思いますので、ぜひ実現していただきたいと思います。

今回の第4期目の介護保険は、介護認定の方法に変更が入ります。既に予算特別委員会では、介護認定項目の変更に伴うシステム改修経費に関係する議案が可決されております。しかし、私たち共産党は、これには賛成できません。要求して提出していただいた資料の中に、今回認定項目から除外した14項目と新たに追加した6項目が出ておりますが、これを改めて見ていただければ、重症度の高い判定をする項目、麻ひ、ひじや足の関節の拘縮、じょくそう、それから電話が利用できるかどうか、幻視幻聴、暴言暴行、火の不始末、不潔行為に異食行動、食べてはならないものを食べる行為です。非常に認知症と重症度の高さを判定する項目が減らされて、追加された項目は、自分勝手に行動するとか、話がまとまらない、集団参加ができない、問題行動ではありますが、ちょっと重症度としてみれば、匹敵する項目ではないという感じを受けるのです。

それで最初に、認定調査項目が変更になりますが、実際この介護認定はどのようにされるかというシステムについて説明してください。

(医療保険)介護保険課長

介護認定のシステムそのものは、まず申請者から認定の申請を受けまして、介護調査員が自宅を訪問いたしまして、聞き取り調査をいたします。それを基に全国共通のソフトを用いたコンピューターにかけて1次判定を行います。

す。その結果と、それから主治医の意見書を基に、今度は医師や保健師の方々に構成しております介護認定審査会の中で、人の目でそのままの結果でいいのか、若しくはコンピュータが読みきれないような特記事項といいますが、調査員の書いてあることを勘案いたしまして、2次判定の結果を出します。最終的にその2次判定の結果が最終決定となり、それをいただいて申請をするという形になります。

中島委員

1次判定はコンピュータです。1次判定から2次判定で変更になる割合というのはどれぐらいありますか。

(医療保険)介護保険課長

統計のとり方が丸1年ではないのですけれども、平成19年4月から20年1月までのスパンで、1次判定から2次判定での判定変更率につきましては、おおよそ47.8パーセントになっております。

中島委員

軽くなるか重くなるかは別として、コンピュータで1回出た結果の大体半分が変更になっているのです。そういう点ではこの審査会が介護認定をする役割は大変大きいものがあると思います。

今回の認定度の変更にあたっては、各自治体でモデル事業として新しい方式での検討、それから現行システムとの比較検討というのをやっていると聞いております。報道によると厚生労働省のチェックでは現行システムと新システムの認定結果をモデル事業で比較したところ、変更率は29.8パーセントから18.3パーセントへと新システムで大幅にダウンしているのです。小樽市の結果を見たら半分ぐらいは認定変更になっていますけれども、全国的にも3割ぐらいは変更していたものが2割以下になっている、こういう結果が出ているというのですが、小樽市のモデル事業ではどうでしたか。

(医療保険)介護保険課長

小樽市ではモデル事業は32件で、数そのものが非常に少ないのですけれども、その中で1次判定から2次判定での変更があった件数が7件、率にしますと21.9パーセントです。

中島委員

全国平均より多く変更されているとは思いますが。

もう一つは、この重症度も問題になっているのです。1次判定より重症に変更された事例が22パーセントから13パーセントに減っているのです。全体としては審査会の存在意義がないと。コンピュータの出す結果が主力になって、申請者に不利な判定がそのまま出ることになって、結果的には介護給付の抑制になるのではないかと、こういう意見が専門家間で出ているのです。

小樽市の場合は、介護認定審査会にかかわる皆さんもいろいろな御意見があると思うのですが、今回のシステム変更の状況について、そういう方々の御意見を伺っていますか。

(医療保険)介護保険課長

今回、1次判定から2次判定に変更するときの尺度が整理されまして、時間を尺度とするということになっておりましたので、委員の方からは、この基準時間の増減による1次判定の変更というのであれば、それについての具体的な増減の目安、尺度がないと変えるのが難しい、苦労するという意見が多かったです。それにつきましては、国のほうにもモデル事業を実施したときも、そういう委員の意見があったということで報告しております。

中島委員

これは国の決定なので、私たちがここで変えてくれということで声を上げるということにはならないと思うのですが、実際には財務省の調査などでも、国として経済効果をねらって介護全体に係る費用を非常に低くしようとしているのです。それで、要介護2以上でなかったらサービスを受けることができない方向で試算をしたらどうかなどということも実際にやっていますし、小樽市でも1年半の差はありますけれども、平成18年3月と平成20年7月で比べてみた場合、要介護を見れば増えているのですけれども、要介護1だけが減っているのです。反面、

要支援が増えているという数字的な傾向がありまして、サービスを受ける総量が低くなってきているというのが実態で、これが介護給付費準備基金が 6 億 7,000 万円も余る原因だったと私は思っています。ただ今後の介護認定の変更で、さらにサービス抑制や介護認定の低下が非常に懸念されます。これは実際現場の皆さんの声も反映しながら、今後、推移を見ていきたいと思いますが、ぜひとも適切なふさわしい認定がされる、さらに必要なサービスが利用できる介護保険制度になっていただくように要望したいと思います。御意見はありますか。

(医療保険) 介護保険課長

介護保険の認定について、国のほうで今示しておりますその内容については、詳しいマニュアル等もこれから送られてくるということで、それに基づきまして、国が今認定の仕方の基準を変えてきたそのあたりをよく理解いたしまして、認定結果につきましては、皆様にとって適正な結果が出るような形で実際の調査に当たってまいりたいと思っております。

中島委員

時間がないので、後期高齢者の問題についてはちょっと簡単に質問させていただきます。

後期高齢者の資格証明書交付について

今回の報告の中には、資格証明書の交付の問題についてありました。75 歳以上の高齢者に対する保険証の取上げの準備が進んでいるということだと思のですが、資格証明書の交付は実際にはどういう流れで行われる予定なのか、教えてください。

(医療保険) 後期高齢・福祉医療課長

後期高齢者医療制度の資格証明書につきましては、具体的には来年 8 月 1 日の更新を目指して、現在、市町村連絡会議などで検討中ですが、現在考えられていますのは、来年の 5 月中旬くらいに市町村で滞納者の情報を北海道後期高齢者医療広域連合へ送り、6 月の初めくらいから広域連合でいわゆる滞納者の一覧表を抽出して市町村へ送る。市町村のほうでは、その一覧を基に、滞納をしている方々にさまざまな通知文書を送って、そして来庁の案内、納付相談などに大体 1 か月くらいかけまして、7 月中旬くらいに市町村からの情報を基に、納付相談その他の結果、本証、資格証明書、短期証の 3 種類のうちどれに該当するかを決定いたしまして、市町村のほうから 7 月の下旬に交付する予定となっております。

中島委員

広域連合ではなく市町村が直接送るわけですか。

(医療保険) 後期高齢・福祉医療課長

現在の流れでは、市町村が端末機械のオンラインで個別に必要な事項を入力して、出力して対象者に交付という形になっておりますので、恐らく広域連合から一気に送るのではなくて、市町村で資格証明書や短期証の必要な事項を入力して、それを市町村で対象者に送るという流れではないかというふうに考えております。

中島委員

資格証明書の発行基準と現在の普通徴収の滞納者、小樽市の滞納率をお知らせください。

(医療保険) 後期高齢・福祉医療課長

資格証明書にかかわる交付基準といいますのは、北海道後期高齢者医療広域連合のほうで保険料滞納者に係る措置の実施要綱というのをつくっております。それによりますと、資格証明書の対象となる方は、納付期限から 1 年間を経過するまでの間に保険料を納付しない滞納者がまず大前提で、そのうち、いわゆる悪質と思われる方、例えば納付相談、納付指導に一向に応じようとしない、あるいは取り決めた保険料の納付方法に誠意を持って履行しようとする、さらには滞納処分を行おうとすると、意図的に差押財産の名義を変更するなど滞納処分を免れようとする者、こういった方々が資格証明書の対象ということになっております。さらに、被保険者で、特別徴収で保険料からの天引きの方については滞納というのは発生しないわけですが、普通徴収者、これも月々あたり入っ

たりしますけれども、今10月1日現在で普通徴収の対象者として把握している人数は2,786人で10月期に督促状を発送したのは615件ですので、22パーセントぐらいの割合となっております。

中島委員

今、介護保険の介護認定で認知症のお話をしましたけれども、75歳以上の高齢者は市役所から来た通知を正確に理解して対応できるかということになりますと、個々人の差はあるとしても、かなり困難な方も発生するのではないかと私は思うのです。実際私のところに相談しに来ていた方も、固定資産税と市民税と国民健康保険料の滞納がごちゃごちゃになって、どれがどれだかわからないといって整理をしてほしいと来た方がいるぐらいですから、75歳以上の高齢者の方に滞納があるということで悪質だと判断できるかどうか、正しい理解がされているのか、そういうことも含めて、なかなか難しいのではないかと考えているのです。

基本的に私たちは保険証を出さないということについては反対ですけれども、やり方として、必ず本人に面談して、本人の状況を確認してということ的前提にするということをはっきり言っていただけますか。本人が知らないうちに保険証が来る。保険料が納まっていないというだけで資格証明書が来る。これは過去にも小樽市ではあったのです。そういうふうになれば、これまでの方々とは違う問題が発生する可能性があると思うのです。その点について本人と面談する、あるいは状況確認ということについては大前提とされるというふうを考えてよろしいでしょうか。

(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

現在の対応の仕方は、まず市町村が滞納者の方に催告書を出すなり、あるいは納付相談のデータを集めて判断をし、広域連合のほうにそれぞれどういった保険証を交付するかというデータを送付し、広域連合が決定します。

今、私が答弁しておりますけれども、今後、随時、資格証明書の交付基準だとか滞納者についてのいろいろなものが煮詰まってきましたら、当然国民健康保険や介護保険と同じように保険収納課のほうに各種事務を引き継いでいきます。そのときに後期高齢者特有のやはり理解力不足だとか、なかなか自分で行動できない、あるいはきちんと意見を言えない、また制度が非常に複雑だという部分がありますので、そういった問題点などを含めて、保険収納課のほうと十分協議をしながら、適切な対応をとられるように進めていくこととなります。

中島委員

これも保険収納課の仕事になるのですね。なかなか大変だと思います。

最後にもう一つ確認したいのは、75歳以上の方ということになれば、医療の必要性の高い方が多いということです。そういう点で、たとえば保険料を滞納していても、必要な医療は保障されるのかどうか。これについて確認をさせていただきたいと思います。

(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

前提として滞納があって悪質というところまでいく方というのは、恐らくそれほどの数ではないだろう。必要な医療が高齢者の方でしたらきちんと確保されるのかという部分ですけれども、それはいわゆる前提として特別な事情がある人は除かれるという部分で、その特別な事情の中に世帯主だとか、家族の方々が病気にかかったり、負傷したりということで医療が必要なときには、特別な事情を認めて、資格証明書の対象外となるといった取扱いもございますので、必要な医療は最低限は確保されるというふうには思います。

中島委員

その特別な事情の中に、医療が必要な場合というのは入っているのですね。

(医療保険)後期高齢・福祉医療課長

高齢者の医療の確保に関する法律施行令第4条の中に、政令で定める特別の事情ということで、何度か話していますので御存じかと思いますが、災害、盗難、それから病気、負傷、そのほかに事業の休廃止だとか著しい損失を受けた、最後に前各号に類する事由ということで、親族や本人が病気にかかったり、あるいは負傷したとい

う場合には特別の事情に該当する。ただし、これはそういう該当をされていて、なおかつ保険料を納付することができないと認められる、病気で医療費が必要なので、保険料を納めるのがなかなか大変だと。そのような事情が納付相談の中でわかれば、納付を待つなり減免するなり、あるいは短期証を発行するなりという対応をとらせていただく、そういうふうを考えております。

委員長

共産党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 08 分

再開 午後 3 時 27 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

自民党。

井川委員

産業廃棄物最終処分場における処分手数料等の着服の処分について

最初に、生活環境部にお尋ねをいたします。

先ほど産業廃棄物最終処分場における処分手数料等の着服について報告がありました。

そこで、まだ14件が未判明という段階で、業者は応分な賠償をするということで、引き続き契約を継続させていきたいということなのですが、実は以前観光物産プラザで着服があった際には、すぐに指定管理者である業者を指定停止にしたのですが、今回はそういう見解でよろしいのですか。ちょっと考えてみたら、いくら業者側の一職員とはいえ、市から委託された仕事をしていらっしゃる業者に対して、何の処分もなく、ただ応分な賠償をするということではよろしいかどうかということをお尋ねします。

(生活環境)管理課長

金額につきましては、先ほども答弁をしまして、会社側からの申出もございまして、一応不明な部分についてはこれまでに判明した中の最高額をもって賠償するということに加えまして、民法で認められています法定利息等をさらに加えて、和解契約をする方向では考えてございます。

業務を継続することについては先ほど幾つか報告をし、その最後のほうで市としての今後の考え方という中で報告はしているのですが、この業務につきましては料金徴収のほかに埋立地管理や浸出水管理など、処分場の一体的な管理という中での契約でございますので、特に埋立地管理や浸出水管理は、ある程度の施設の経験なり、技術を要する業務でございます。この業務につきましては、専門の担当者がそれだけの業務をしているのであれば別なのですが、料金徴収担当者にも場内の見回りとか、その他いわゆるマニフェストと言われているものが窓口に出されてきます。そういった部分での書類整理もさせている中での一つの業務委託という中で、もしそれらを切り離して委託というふうになりますと、また効率性という部分でもできないということで、引き続き契約は継続したいというふうに考えてございます。

井川委員

業者については、その業者以外にあと、例えば引き継いでできる業者がないという判断でよろしいのですか。

(生活環境)管理課長

処分場の管理運営業務につきましては、何年かに1度入札を実施しております。入札に関しましては、いろいろな資格等もございまして、それが小樽市の入札参加資格者名簿の中では読み取れません。実は今年の7月にも入札

をしておりますけれども、公募型指名競争入札という手法をとっています。要するに一定の資格を示した中で、こういった業務ができる業者の方は応募をしてくださいと。そうした中で、資格審査をした上で資格に該当する業者を指名するという手法でございます。その中で、残念ながら今回応募があったのは、その 1 件だけだったという状況でございます。

井川委員

よくわかりました。今後こういうことがたびたび起きてもらっては困るのですけれども、例えばこういう事例があった場合、やはり何らかのペナルティがあるほうがそういう事件が起きないというか、防止にもつながると思うのですけれども、全然ペナルティも何もないというのはいかがなものかと思うのですけれども、これについてはどうお考えですか。

(生活環境)管理課長

委託契約ですので、契約の条項の中にはそれなりに契約違反については載っていると思います。

それと、実は今回もペナルティとまではいかないのでしょうかけれども、契約の中に事件等、不正等があった場合には、その件が解決するまでは、委託料の支払を停止するということがあり、実は今、本件が発覚以降、委託料の支払はしておりません。していないというか、本件が解決した時点で支払うという形になっておりますけれども、その部分では厳しい部分もあるようではございますけれども、そういったことはやはり行っております。

井川委員

ぜひきちんと監督をしていただきたいと思います。

次に、国民健康保険についてお尋ねいたします。

医療費通知について

国民健康保険の医療費通知は何件に出して、費用が幾らかかっているか、お知らせください。

(医療保険)国保年金課長

医療費通知につきましては、被保険者の健康についての認識を深めてもらうことや、国民健康保険事業の健全な運営に役立たせるために行いなさいということで、国なり北海道から通知が来ておりますもので、それに基づいて私どもは実施してございます。

それで、医療費通知につきましては、平成20年度になりまして被保険者が変わった部分がありますけれども、19年度以前は、一般被保険者、退職被保険者、それから老健該当者、そのような方につきましては、2か月分をまとめて出して、年6回出している状況なのですが、その1回分が大体2万7,000件から2万8,000件ぐらいです。

それで、経費につきましては、まだ20年度はまとまっておりませんので、19年度実績で答弁をしますと、当然通知の印刷と郵送費がかかりますもので、その事業費が822万円ほどになります。それで北海道から調整交付金というような形で、568万円ほど来ておりますので、純粋な持ち出しの部分としましては254万円ほどになります。ただ先ほど言いました例えば道の調整交付金ですと1月から12月までを期間にするとか、一般被保険者、退職被保険者、老健該当者の三者のうち、結果的に老健該当者は対象にならないとか、そのような部分がございまして、これぐらいの差が出てきていると、そのような状況でございます。

井川委員

822万円のうち北海道の負担が非常に多いということで、北海道から義務づけられているということでわかるのですけれども、私もちょっと見てみたのですけれども、読まない方が非常にいるのです。全然開きもしない。これは市役所からの何かお知らせだとかみ捨て場に捨てて、時々ごみ捨て場に行くと、そのままになって入っているのです。全然見ていないのです。だから、そういう部分で、非常に無駄かと思っていたのですけれども、目的を今聞いたら、医療費抑制にはならないでしょうけれども、私もたまたま自分でもらってみて、薬代とか手術料はこんなに高いのだと改めて実感したのです。それで、それからしっかり見るようになったのです。ですから、これについて

は、関心のない市民の方が、非常に多いのです。そして、いつも聞くのは、「こんなの来てももったいない。何もわざわざ郵送代をかけて、市役所も大変だ」、それで終わり、中を開けてみるかといったら、見もしないのです。ですから、これは支払ってもう終わったものだからいいと捨てる方が非常に多いので、広報おたるにでも、一度自分のかかったのを見てくださいますと。例えば 3 回しか歯医者に行っていないくても 5 回とかと書いてあることがあります。そうしたら、これは何か不正請求ではないかと思ったり、やはりちょっと疑問を持って、もっと関心を持っていただくようなことも必要かと思うのです。あれは周知不足というか、皆さんにとってあまり歓迎されないハガキかと思ってちょっとお尋ねしました。でも、これからもずっと続けていく予定なのですよ。

(医療保険) 国保年金課長

今、委員から御質問があった件なのですが、実は医療費通知も、従来は年に 5 回くらいしかやっていなくて、1 年間全体がわからなかった。そのような経過がございまして、国のほうでは 6 回以上通知をなさいますと。それが 1 か月単位で要するに 12 回やってもいいですし、2 か月単位で 6 回と、結果的に、大体 1 年間の部分がわかるという形で、私どものほうも改善ができる部分は改善をしてきてございます。ただ、この医療費通知については、今レセプト自体が結構詳しくなってきましたので、そろそろ見直しの時期かと自分なりに思っている部分があるのですが、ただなにぶん国や北海道からの指導では、必ず予算を作成する段階では、それをやりなさいという指導が来ておりますので、すぐどうのこうのということとは出てこないと思っています。これは平成 18 年度の実績で申し上げますと、全国約 1,800 の保険者のうち、医療費通知を実施しているのは、1,780 保険者、98 パーセントの自治体を実施しているような状況でございますし、北海道におきましては、173 保険者のうち 172 保険者、99.4 パーセントというような状況でございますので、今後としましては、内容なりは検討していかなければならない部分がありますが、当面はちょっと続けていきたいと、そのように考えてございます。

井川委員

非正規社員の国民健康保険について

次に、同じく国民健康保険に関連してですけれども、毎日失業者がどんどん増えて、そして非正規社員の首が切られているという状況であります。

そこで、首になりますから保険がありません。そうすると、結局収入も途絶えますから、国民健康保険に入ったとしても保険料を支払えないわけです。けれども、病気をしたら困るので、やはりこれは国保に入らなければならないのですけれども、どんどん滞って行って、結局、最後は資格証明書みたいな感じになるのではないかと思うのですけれども、例えば今日あたりでも、もう倒産したところが何十件か出てきて、20 人、30 人と首を切っているわけです。そうしますと、もう健康保険の資格がなくなるわけですから、小樽市として、そういう方についてどのような対策、対策はちょっととりづらいいと思いますけれども、どのようなお考えを持っていますでしょうか。

(医療保険) 国保年金課長

委員から御質問がありました昨今の状況は、後ほど答弁をさせていただきたいと思うのですが、国民健康保険被保険者の資格要件というのは、市町村の区域内に住所を有していることが大前提でございまして、ただその要件に該当する方のうち、他の健康保険、例えば社会保険なり、共済だとかそういうふうな適用を受ける方だとか、生活保護を受けている方など、この方たちは被保険者から除外になります。したがって、例えば現時点で派遣社員のような方で結果的に健康保険に入っている方につきましては、条件が出てくるのでしょうかけれども、従来から健康保険に入っていない方につきましては、今回のようなケースではなくて、以前から国民健康保険に入らなければならなかったような状況の方もいらっしゃるのかと思います。ただ、今そういうふうな方以外の例えば、今まで健康保険に入っていたのですが、結果的に会社をやめた。そして今度は何も健康保険に入らないような状況であれば、当然国民健康保険のほうに入らなければならないのですが、ただその方が、例えばすぐまた違う社会保険のほうに入ったとか、そのような状況があれば、結果的に子どもはわからないので、あくまでも届出制のような形になら

ざるを得ません。そのような状況がありますもので、先ほど述べたほかの健康保険に入っていない、要するに最後のとりでと言われるような部分が国民健康保険になっております。ただ、委員がおっしゃいましたように、社会保険のほうも、例えば日々雇用をされている方だとか、2 か月以内の雇用の方だとかは、適用除外になっている方がいらっしゃいますので、そのような方が健康保険に入らないで、実際無保険のような状態になっているような方はいらっしゃるのではないかと思うのですが、実態の中では私どももそこまでは、つかみきれていないような状況です。

ただ、社会保険に今まで入っていて、会社のほうが例えば倒産になったとかおやめになったとか、そのような方につきましては、私どものホームページの中では14日以内に資格を届出てください。あと年に1回なのですが、小樽商工会議所の会報のほうに事業をやめた段階ではそのような届出が必要だと掲載していただいておりますので、そのほかに広報おたるの中にも適宜そのような資格や喪失の関係の情報を流しておりますので、引き続きその件はやっていきたいとは思っております。

井川委員

労働者にとって大変大切な保険ですので、ぜひよろしく願いいたします。

重度心身障害者医療助成事業に係る身体障害者の資格認定基準の取扱いの誤りについて

次に、テレビでも放映されていましたが、重度心身障害者医療助成事業に係る身体障害者の資格認定基準の取扱いの誤りということで、この寒い中、一生懸命東奔西走していらっしゃると思いますけれども、現状についてどの辺までどういうふうになったかということ、ちょっとお尋ねしたいと思います。

(医療保険) 後期高齢・福祉医療課長

重度心身障害者医療助成事業に係る身体障害者の資格認定基準の取扱いの誤りということで、先月28日に厚生常任委員会の委員長ほか委員の皆様には事前に話をし、報道発表という形をとらせていただきました。この場をおかりして、改めておわび申し上げます。

対象者は61名おりまして、私と担当の福祉医療係長と2人で12月1日から昨日まで、約10日の間にとりあえず61件全件を訪問いたしました。そのうち在宅して申請の手続きをその場でとっていただいた方が35件、あと不在だったり、御家族に伝言してきたのが26件ということで、その場で申請をいただいた方は、市役所に戻ってきて、所得要件というのがありますので、その同意書を基にして審査をしました。審査をした結果、3割が1割になったり、あるいは非課税で1割が初診料だけというようになった方につきましては、必要な受給者証を発行する段取りをつけております。あと、不在だった方につきましても、順次市役所のほうへ御家族や御本人が直接来られて、そしてその場で手続きをしております。ですから、とりあえず61件全部回っておりますけれども、その中でまだ市役所に来られていない方もおりますので、恐らく年内か来年1月ころには大体皆さんの手続きは終了し、来ない方には再度連絡などをしようと思います。平成17年度の回復措置で北海道の指導にもちょっと不備があったということで、北海道の方で2分の1、市で2分の1と、共同事業でやっておりますけれども、北海道のほうもそのあたりについてはさかのぼって被害の回復措置は共同でやるというようなお話をいただいております。順次領収書を持っている方あるいは持っていない方も市のほうで調べられる方、過去にさかのぼって支払うべき医療費については今後順次やっていきますけれども、ただ若干金銭的なものがまとまるのはもう少し先になろうかというふうに思っています。

井川委員

大変迅速な処理をしていただき、ありがたいことです。ぜひ頑張って全部の皆さんに不満のないような対応をしていただきたいと思います。

介護保険料の見直しについて

次に介護保険なのですが、平成12年度、15年度、18年度の介護保険料を教えてください。

(医療保険) 介護保険課長

平成12年度からの第1期保険料は基準月額で3,090円、15年度からの第2期保険料は4,487円、18年度からの第3期保険料は4,897円です。

井川委員

3年ごとの見直しということで、平成12年度から15年度の間に保険料が1,397円も値上がりをしているのです。値上げした額が非常に高いのです。そうでなくても、小樽市は保険料が高いと言われて、高齢者の方でも結構札幌市に行った方がいらっしゃる中で約50パーセントも値上がりしているのです。それから、15年度から18年度では410円値上がりしているのです。ですから、両方合わせたら1,807円上がっているのです。ですから、最初の3,090円から見たら50パーセント以上も値上がりしているということは、大変厳しい上げ幅だということなのです。

そこで、12年度、13年度、14年度の3年間で4億8,000万円の赤字が出たということで、記憶しているのですけれども、それでその借金を平成15年度から24年度までずっと返済をしていくということで値上げをしたと思うのです。値上げをしたのですけれども、実は借金が24年度までではなくて20年度に返済が終了したということで、市役所で予定より4年も早く借金を返すなんていう部署は、私も考えつかないのですけれども、それにより約6億7,000万円の介護給付費準備基金が出ています。政府で言えば埋蔵金かもわからないのですけれども、この基金があったから返済をすることができたと思うのです。ですから、2回目に値上げしたときの料金設定が、非常に高かったのではないかと思うのです。ですから、こんなに上げなくてもよかったのではないかと、ふと思うのですけれども、4億8,000万円の赤字を埋めるために、算出して一生懸命頑張って上げたのだと思うのですけれども、小樽市の保険料が非常に高いという中でも、その辺についてはどのような認識をされていますか。

(医療保険) 介護保険課長

保険料の算定に当たりましては、国から示されますワークシートというものに過去の傾向ですとか、高齢者の人数ですとか、サービス量を入れまして、そして数字を求めるとというのが基本になっております。その仕組みでやりますときに、1期で赤字が出た分を2期で返すという、4億8,000万円を返すための償還分というもも保険料に当然算出する上で上乗せになっておりますし、ワークシートの中にも赤字にならないような、そういう上積みの部分というのは何らかの形でもって、含まれているのかとは思いますが。ただ、算定の中ではワークシートについては、全国どこの保険者も同じような表の考え方でいきますので、小樽市においても特段そのことについて意図的なことというのはしておりません。ただ、第1期の中で赤字が出たということは、第2期においてはやはり赤字は絶対に出不さいということをお前提としてやっておりますので、そういう部分についてはやっているとします。

井川委員

赤字を出さないといっても、やはり保険料をあまり高くすれば皆さんに負担がかかるわけですから、ちょうどいい取り方というのが一番いいのしょうけれども、そううまくはいかないと思うのです。それで、保険料の引下げに当てる約6億円は、平成21年度から保険料を510円値下げすることによって、どのぐらいもつのでしょうか。

(医療保険) 介護保険課長

今回510円引下げた額の保険料は、平成21年から3年間同額のみで参ります。ですから、約6億円を3年間で投入するという事です。

井川委員

ですから、3年間で約6億円というのはなくなってしまうわけですね。そういう認識でよろしいのですか。

(医療保険) 介護保険課長

そのとおりでございます。

井川委員

そうしましたら、これがなくなった時点で、また新たに保険料を算出して、そのときに金額を上げるか下げるか、

例えば 6 億円を全部使わないで、4 億円余すということはないのですね。ですから、これがゼロになった場合は、4,387 円を維持するということは難しいのでしょうか。

(医療保険) 介護保険課長

次の保険料算定までの平成 21 年度からの 3 年間でどのような決算になるかによって、また違ってくると思います。また、予定していたより余剰が出たような場合は、それはやはり同じように基金のほうに積むという状況が発生してくれば、そういうものがまた残った形での 3 年後になりますから、そのときの保険料設定にはそういう要素の一つとして考えることになるのではないかと思います。

井川委員

わかりました。ほかの市町村も同じような考え方と認識してよろしいのですか。

(医療保険) 介護保険課長

基本的にどこの市町村も同じでございます。基金につきましては、その期にできたものを次期の保険料の給付金の中のために使うというふうなことでございます。

井川委員

ほかの市町村のことは、私もよくわからないのですけれども、例えば 510 円も引き下げるといふ市町村はどこかあるのですか。

(医療保険) 介護保険課長

まだ確定段階ではないものですから、その辺の情報というのははっきりいってまだいただいておりません。ただ新聞とかで見ますと、二、三引下げするということもあるようですけれども、道内各地の状況というのはちょっとまだ把握していないところです。

井川委員

今何でもどんどん上がっていく中で、引下げというのは市民にとっては大変うれしいことだと思うので、なるべく値上げをしないような状況で行ってほしいと思います。

生活保護費の増加について

次に、生活保護費の増加なのですけれども、実はどんどん失業者が増えてきています。そうしますと、生活に困窮するというか、例えば雇用保険をかけているところは 3 か月、あるいは 6 か月、失業保険が出ますけれども、例えば非正規社員などというのは、ほとんど雇用保険をかけていないから、やめてそれで終わり、明日からの生活が困るという状況になるのですけれども、そういうことについて、今政府でいろいろ何兆円というお金を出すと聞いていますけれども、例えば 1 人 100 万円をもらっても、本当に 3 か月から 4 か月ぐらいしか暮らせられないような状況なのです。そういう場合、あともう全然収入がなくて仕事もない。もう本当に無収入で、明日食べる米もないという状況がずっと続くということになったら、恐らく生活保護受給者がどんどん増えていくのではないかと思います。けれども、仕事がない小樽においては、生活保護が増えるということは市も大変なのでしょうけれども、その辺についてどうお考えでしょうか。

(福祉) 生活支援第 1 課長

今般の経済不況に伴ういわゆる非正規社員の首切り等によって職がなく、無収入ということで生活保護受給者が増えるのではないかと。確かに生活保護の基本的原理からいえば、やはり生活に困窮しているものには最低生活の扶助をし、そして自立の助長を図ると、そういう法の趣旨がありますので、それは増えるからといって予算が限られているから頭打ちにすると、そういうことができる性格のものでもないのです。私どもはそういうものは申請があれば、法の趣旨に基づいて事務を進めていかざるを得ないと、それが現状だと思います。

あと一方、国においても、何兆円という規模の中で、雇用も含めていろいろと経済政策をやっているわけですから、それが経済の活性化につながって、雇用の促進につながり、そして国民の所得等に反映されれば、おのずから

そういう生活保護に陥るといことも減っていくのではないかと、そういうことも一部は期待していますけれども、こればかりはどのような形で推移するかわかりませんが、先ほども言いましたように、生活保護の趣旨としては、やはり生活が困窮になった実態を踏まえて判断せざるを得ないと考えております。

井川委員

100年に1回の不景気ということで、あのトヨタ自動車株式会社でさえも首を切っているということで、今朝の新聞でも、苫小牧の新工場も中止になりましたし、いろいろな部分で、もう本当に悪い条件なものですから、失業された方は物すごいダメージを受けていると思うのです。もう本当に年を越せないという方が非常に今多くなっている状態です。それでもやはり生活保護は最後の頼みの綱だと思うのです。ですから、やはり政府でいくら補助をするといっても、7兆円を出すと云っても、来てみなければちょっとわからない金額ですので、小樽市は特に大企業がなく中小企業が大変多いだけに、非常に市民の方が不安定な生活をされており、精神的な保護というのも必要かと。自殺者が増えたり、ひとつそういうことのないように、生活保護のほうを頑張っていたいただきたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤（博）委員

最終処分場の着服問題について

最初に、通告をしていなかったのですけれども、報告を聞いて、最終処分場の問題について何点かお尋ねしたいと思えます。

先ほど質問のあった部分があるので、若干重なりますけれども、よろしくお願ひしたいと思えます。

最初に、今回着服事件を起こした会社を委託先に選んだ経過についてお知らせください。

（生活環境）管理課長

最終処分場は、昭和59年11月に開設しております。開設時は実質的に直営でやっていたようなのですけれども、もともと産業廃棄物の処分場というのは、一般的には民間でやるのが通常なのですけれども、当時祝津にあった民間の処分場がなくなった際、なかなか小樽で適地がないという状況で、建設業界なり、廃棄物業界がいろいろお願ひした中で、市営の産業廃棄物最終処分場ができたという経過があるようでございます。

当初は委託ではなく直営でやっておりましたが、市営で開設した当時、いろいろな経過もあったようで、そういった中、当時の建設業界の産廃業者が共同出資をする形で樽栄環境整備という会社を設立いたしまして、60年4月から委託したという経緯だというふうに伺っております。

斎藤（博）委員

先ほども聞かれていますけれども、この会社が最終処分場の委託を受けるに当たって、例えば道具とかもあるのでしょうか、小樽市内で他の業者が持っていないような資格とか能力とか設備とか、そういったもので、余人にかえがたいというか、そういった要素というものはあるのですか。

（生活環境）主幹

今回の公募での資格といたしましては、小樽市の産業廃棄物最終処分場は、いわゆる管理型の埋立処分場ということで、水処理施設を有する処分場でございます。一般に管理型の処分場と安定型の処分場というのがございまして、安定型というのは腐敗しないがれきですとか、プラスチック類、ガラスくず等を専門に埋め立てる処分場で、それは水処理施設がなくてもいいのですけれども、寅吉沢の最終処分場の場合は、そのほかに紙くずとか木くずとか、いわゆる長期的に腐敗するものも含まれておまして、そういった施設については水処理施設もなければならぬということで、そういったことも加味をさせていただくということと、市の処分場ですので、こういった施設については必ず産業廃棄物処理施設技術管理者という資格が必要になるのですけれども、それは市の処分場ですから、

市職員として置いてはいるのですけれども、市として同じその技術管理者が実は桃内の処分場、それから寅吉沢の処分場、それから伍助沢の既に受入れを終了した処分場と3か所を回って管理しているという中で、常時いることができないため、廃棄物処理施設技術管理者の資格を持っている方が常時いる会社を公募の条件としております。

そのほかに、例えば酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者とか、業務に使用する車両の運転免許保持者、それから重機に関しての技能講習修了者とか、そもそもその受託業務を遂行するに至る車両機材そのものを有している。そういうのもろもろの資格要件を主な応募要件として決めて公募をしております。

斎藤（博）委員

水処理にしても、酸素の対応にしても、重機にしても、要は聞きたいのは、ほかに業者はいないのかということなのです。いや、選べという意味ではなくて、ここしかないのか、それともあるけれどもここなのかということを知りたいのです。

（生活環境）主幹

例えば現に、水処理施設を有する管理型の処分場をやっている民間の埋立処分業者がいれば、そこは技術的には可能だとは思いますが、小樽市内ではないという状況になっております。

斎藤（博）委員

要はいろいろな条件があって、小樽市内の業者としては、ここ以外はちょっと考えられないのだという立場に立っているということでしょうか。

（生活環境）主幹

おっしゃるとおりでございます。

斎藤（博）委員

今後の予定ということで何点かお話を伺います。

言葉じりをとらえるつもりはありませんけれども、未判明分が14件ある中で、和解をしようということで今進めているというふうに言われているのですけれども、よくわからないのは、私の認識では、一方的に向こうが悪いというような認識を持っているのですけれども、どうして和解をしなければならないのか。和解とは普通向こうの言い分とこちらの言い分があって、簡単に言えば足して2で割らないと和解は成り立たないわけです。だから、何で和解しなければならないのだというところについて教えてください。

（生活環境）管理課長

最終的に和解という、要するに今回は損害額がすべて確定したのであれば、もうすべて証拠がそろっているのであれば、一切そういう契約を結ばなくても、それで損害賠償をいただいて終わりというふうになるのですけれども、今回は一部そういう推計額で決着をつける部分がありますので、そういった書面をもって和解という形で契約をしたほうがよろしいのではないかというのが、いろいろ監査等のお話もございまして、そういうことで、今、和解契約を締結するというふうに考えております。

生活環境部長

和解という言葉にこだわっておられるかもしれませんが、樽栄環境整備株式会社のほうからは調査をした上でわからない部分があればいいのですが、わからないままでは済ませないから、会社のほうでは、先ほど説明をしましたとおり、未判明分については判明した中の最高額を推計額として計算をして損害賠償額というか、市への返還額を定めたいと、これでいかがでしょうかというふうにお伺いを立ててきていますから、市としてはそれで妥当だというふうに判断をした上で、合意をする契約、それを和解というふうに言っているということでございます。

斎藤（博）委員

後でまたその部分を聞きたいと思うのですけれども、もうちょっと今回の報告の中で、被害に遭っている部分

で、北海道の循環資源利用促進税の取扱いという部分があって、これはこれで別に北海道が税務調査をやっていくというようなことを言われているわけですが、その調査結果がない中で、小樽市が推計でもって和解をして手を打つということは、いいことなのですか。要は北海道の調査結果も踏まえて一定の結論を出すべきなのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

(生活環境)管理課長

北海道の循環資源利用促進税の部分については、先ほどの報告でも申しましたが、発覚直後からいろいろ協議をした経過がございますけれども、要するに私どもの手数料については公金ではございますけれども、民事的な解決方法というのが可能なのですけれども、北海道の循環税の場合は税なものですから、いわゆる地方税法なり、租税特別措置法といった税関係の法令あるいは北海道の税に関する条例、そういったものといろいろ照らし合わせながら向こうは作業を進めておまして、その中で、一番問題になっているのが、実は樽栄環境整備株式会社は、特別徴収義務者という形で、要するに税の負担をしているのはあくまでも産廃の排出者で、そしてそれを課税しているのが北海道ということで、その中で特別徴収をする業者としての立場もあるのですけれども、特別徴収義務者に対する推計課税というのがやはり税法的にちょっと難しい部分があるようなのです。これは北海道も最終的にどうするかはまだ私どもには説明されてはいないのですけれども、そういった中であくまでも税務調査という手法をとった中で、もう既に判明している部分なのですけれども、そういったものを課税額とするという手法をとらざるを得ないということで、今考えているようでございます。

そういったことで、あくまでも私どもの債権は処分手数料でございまして、この循環税に関しての債権者というのはあくまでも北海道の側なものですから、北海道としても要するに小樽市は小樽市の債権の部分で損害賠償を進めることについては、了承している状況でございますので、先にといいますか、北海道とは別の流れの中で、そういうような手法をとっております。

斎藤(博)委員

要は第 4 回定例会の段階で 14 件の未判明分があったという中で和解をされた方の誠意としては、大変目いっぱいだというようなことなのでしょうけれども、そういう形で和解をして、今回の報告の中でも、けれども会社ぐるみでもないし、適正な処理をやってくれているし、事務改善をしたし、管理は一体的なものだというようなことを理由に、この業者にこれからお願いするのだというようなことを言ってきているわけなのですけれども、私がすごく疑問なのは、和解契約の一つに、委託業務の継続というのがあるのかというふうに取り扱ったのですけれども、それでこのセットで目いっぱいの額で賠償金を払うから、この問題についてはやめましょう。調査は不可能だということで、終了しましょう。そして、委託業務については他にかえられないというようなこともあるので、引き続きお願いしますと。3 点セットだったのかというふうに思うのですけれども、そこら辺は、どうですか。そういう中で 9 月ぐらいに発覚してから 3 か月ぐらいの中で、この時期に一定の決着をつけようとしているのではないかとこのふうに見えるのですけれども、その辺についてはどういうふう整理をされているのですか。

(生活環境)管理課長

和解契約そのものは、あくまでも損害額に対する部分での契約だというふうに思っています。契約の継続につきましては、現に 3 月 31 日までの委託契約は締結しておりますので、それは先ほどもちょっと井川委員の御質問の中で答弁をしましたが、要するに 3 月 31 日までの締結されている契約を解除するかというのは、委託契約に基づいて解除をするかどうかという判断になるかと思えます。その部分については、先ほど来答弁をしましたように、契約解除をしないという方向で考えているということになります。

斎藤(博)委員

最後に、この問題というのは、年を越えて和解契約を締結し、北海道の動きもだんだんわかってきて、改めてまた、例えば第 1 回定例会で報告をすることになってくるのですか。

(生活環境)管理課長

今回の報告につきましては、あくまでも前回の報告に続いての現在までの状況ということですので、その後、和解契約あるいは北海道の調査等も含めまして、今後引き続き報告をするというふうには考えております。

斎藤(博)委員

では、また改めて、お聞かせいただきたいと思います。

生活支援課の嘱託員の採用について

次に、生活支援課の嘱託員の採用について、これも前段、実態等についての御質問がありましたので、ちょっと角度を変えてお聞きしたいと思います。

先ほども少しお話しいただいたのですけれども、従来、ケースとケースワーカーとの間での仕事上のトラブルというか、一方的な部分もあると思うのですけれども、いろいろな実態というのを耳にしたり、直接お話を聞いたりしているのですけれども、この間、暴力団と限定しないで、ごく普通の人でもいろいろ感情的な部分とかで相当なことをやっているというふう聞くのですけれども、その辺については福祉部としてはどういうふうの実態を押さえていますか。

物理的に暴力団が何人とかではなくて、年に何回ぐらいそういう職員が身の危険を感じるとか、理不尽な一方的な攻撃みたいな目にさらされているというようなことを押さえていますか。

(福祉)生活支援第2課長

現実的なトラブルの件数ですとか、内容につきましては、いわゆる報告という中で押さえている部分はあるのですが、係長段階でとまっているトラブルというのももちろんあります。そういった中で、件数的な部分、それから内容的な部分、どのようなことがあったのかという部分については、数値というか、そういう形での取りまとめたものはございません。

斎藤(博)委員

例えば研修とかの中に、そういうときの対応だとか、それから特にそういう目に遭ったケースワーカー、あとでちょっと関連して聞きたいのです。職員がいろいろな市民の皆さんに一方的にどなられたり、長時間にわたって、丁寧に言うと、食い下がられているようなケースがあるのは、生活支援課だけではないのです。その結果休んだり、仕事に出てこられなくなっているようなケースもあるわけなのですけれども、そういう中でメンタルケアの問題だとか、研修体制とかをこの間とってきたのかどうかをお尋ねします。

(福祉)生活支援第2課長

職員研修につきましては、ケースワークの技術的な部分あるいは保護費の計算の部分等を含めて、ビデオであるとか、あるいは一昨年、北海道警察から暴力団担当の刑事を招へいしまして、職員に研修を行ったりということで、さまざまな形で研修については行っております。大体月一回のペースで全ケースワーカーあるいは市民にいろいろと怒られたケースワーカーを対象にという形での研修は行っております。

あとこのような状況になった場合、先ほどもちょっと答弁をしましたがけれども、基本的にはケースワーカー単独での対応というのは難しい。最終的には言った言わないという話になった場合、どうしてもケースワーカーが訪問先でという部分になると、こちらのほうとしてもその状況が見えないという実態がありますので、必ず複数での対応、基本的には係長がついていくという形で対応をしてございます。

そういった中で、なかなか時間がかかったり、いろいろな要求が出てきたりとかいうようなことがありますけれども、こちらのほうで小まめに訪問したり対応するというので、時間はかかるのですけれども、一つ一つ解決と進めていくという状況でございます。

斎藤(博)委員

要は今回新たな嘱託員を採用してうんぬんという部分、小樽市においても、その対応に苦慮しているケースが結

構あるのだと。それから、先ほど来聞いている暴力団周辺者とか、常習者とかという物理的な問題は別として、全然そういうことには関係のない人が、そういうことを起こすということを前提にして、やはり体制をもう一回見直してもらいたいというふうに思うのです。警察OBを採用すると、悪いとは言わないけれども、もうちょっとソフトな面でメンタルケアの部分とか、生活保護受給者なりとの衝突があった場合には、こういう報告書をつくって、すぐ出して、対応するとかというようなマニュアルなどを持たしてやらないと、だめなのではないかというふうに思うのです。そういったところの手だてというのは、今回の採用に合わせて検討いただけないかと思うのですけれども、この辺はいかがでしょうか。

(福祉)生活支援第2課長

今回、警察OBということで、ちょっと言葉が過激な感じを受けるのかということもあるのですが、実際に暴力団関係ケース等については、ケースワーカーに同行して対応していただくことは想定しています。ただ、その中でやはりケースワーカーも嘱託員が対応している状況を見る中で、ケースワーカーとしての技術というか、対応の仕方を覚えていくということも実は期待しているところなのです。実際に、今、就業指導員ということでハローワークのOBを採用して、就業指導を行っていますけれども、実際に生活支援課に配属になったとしても、ハローワークでどんな仕事をしていて、どのような形でアプローチしていくのかということは実は知らない。ただ、そういうハローワークのOBがいるという中で、そういうことをいろいろと覚えていけるという状況があります。ですから、それと同様に、今回のこういう形で直接配置していますけれども、実際にケースワーカーもすべてのケースにこの嘱託員がついて行くわけではございませんし、ある一定の世帯についてだけ対応していただくというふうに考えておりますので、こういった中でケースワーカーの取り入れる技術的な部分の向上というか、そういうようなところも期待して、こういう嘱託員の配置というのを考えております。

ですから、今後もこういう暴力団関係者だけではなく、ごく普通の一般的な方がやはり先ほどちょっと答弁をしましたが、意に反するような指導あるいは質問等があったときに、「そんなことを言うのなら、私はもう保護は要りません」とか、そういうような状況が出てくるのです。そういったときにもこういう対応を経験していれば、もっとバリエーションをもって対応できるのかというふうに思っていますので、そういった意味ではケースワーカーの技術の向上ということもあるのかというふうに思っております。

斎藤(博)委員

先ほど来おっしゃっているのは、この嘱託員は、呼んで一緒に話を聞くということもあるでしょうし、ケースの家なりに行くということもあると思うのですが、単独で行動するということは想定されていない。というのは立入り調査権の関係がありますよね。この人はケースワーカーの資格はない。取得している警察官もいるかもしれないけれども、一般的にはないと考えると、当然ケースワーカーではないし、査察指導員でもないです。ただの警察のOBです。小樽市役所の嘱託員です。そういった場合に、この人がケースワーカーと一緒にいるときには、いろいろ聞いたり、調べたり、そういったこともできると思うのですが、そういう権限の根拠は、例えば立入り許可証とかそういったものの交付については、どういうふうに考えているのですか。

(福祉)生活支援第2課長

ケースワーカーについては特に特別な資格があってやっているということではございません。社会福祉主事ということで、任用資格があればいいのですが、中には資格のないまま、実態として業務に携わっているということもございます。ただ、この立入り調査票の件なのですが、生活保護法第28条の規定の中で決められていまして、その部分については正規職員であろうと、嘱託員であろうと、立入り調査票というものを交付して、その業務を行うということは可能というふうに解釈してございます。先ほど前段にありましたが、あくまでもケースワーカーの業務を円滑に進めるための嘱託員ということですので、嘱託員が単独で家庭訪問をしたり、あるいは単独で呼び出しをして面談をしたりということは想定しておりません。ですから、あくまでもケースワーカーと一体となって行

動をしていただくというふうに考えております。

斎藤（博）委員

要は立入り調査票は持たせるのか持たせないかという部分は、どうなっていますか。

（福祉）生活支援第 2 課長

一応交付する方向で考えております。

斎藤（博）委員

ちょっと質問の趣旨が逆転してしまうような話で申しわけないのですが、先ほども言いましたけれども、市民の皆さんといるところなどぶつかっているのはケースワーカーだけではないのだという話です。例えば、今日いろいろ議論になっている母子支援とか子育て支援のところなどでも激しくぶつかることというのは実際あったと聞いておまして、それは特殊なケースかもしれませんが、要は小樽市役所の福祉部生活支援課にそういう経験なり能力のある方がいるということがわかって、そういったときに、原則なり採用条件としてはケースワーカーとの同行ということなのですから、一方で同じようなことが福祉部のほかの課で起きているときに、この嘱託員の同席なり同行ということは考えられるのか、考えているのか、それでもやはり断るのか、そういうことというのは想定されているのか、お聞かせください。

（福祉）生活支援第 2 課長

今回の嘱託員につきましては、当然任用条件というのが定められることとなります。その中で業務内容についても規定してまいりたいと思いますが、当然生活保護に関することというのが大前提でございますので、今、委員のおっしゃるようなことについては想定はしておりません。ただ、事後において、こういうことがあったのでということでの相談といいますか、アドバイスを受けるというようなことは、今お話を聞いていてあるのかと思ったのですが、現実的にそういう場面でその嘱託員が対応するということについては、任用条件等から非常に難しいと思います。

斎藤（博）委員

課長の立場としてはそれはそれで成り立っているのかもしれないけれども、逆に今小樽市としては、そういう事態を想定して警察OBなりを入れなければならない状況もあるということを確認して採用しているわけですから、それは生活支援課以外でも発生しているという事実には福祉部、本当は福祉部だけではないのかもしれないのですが、例えば福祉部としてそういう認識はお持ちですか。最初からお考えはないですか。

福祉部長

課長から答弁をいたしました。任用条件とさせていただくのはあくまでも生活支援課の生活保護に関することだと思いますけれども、範囲をどこからどこまで切るかというのは難しいです。我々職員も極端な話、ほかの部へ行って、知っている範囲で協力するかという部分はありますので、全く生活支援課だけかというふうに言われると難しい面もありますけれども、基本的には生活保護の仕事ということでさせていただいて、部内において、例えば来庁者への対応のときはどうかというのは、今答弁するのはちょっと難しいですけれども、帰ってから、この次の対応をどうするかといった場合に、例えば今浮かぶイメージとしては、そのOBの方に助言をもらうとか、そういうことはあり得ると思いますけれども、基本的には生活支援課で仕事をしていただくということで考えております。

斎藤（博）委員

ちょっと違うのではないかとこのように思います。

とりあえずこの質問は終わります。

ふれあいパスについて

次に、ふれあいパスのことで何点かお聞きしたいというふうに思います。

先ほども質問があり、今まで準備の関係もあったとは思いますが、私も本会議での市長の御答弁を聞いて、「おお、言ってくれたな」というのが第一印象であったわけでありまして、それにしてもやはり内部でどういふ議論をした結果、市民の皆さんに負担をお願いするということに至ったのかという部分については、やはり結果として仕方がないのだという問題とは別にしても、説明をする必要があるだろうというふうに思うのです。今日もそういう観点で前段御質問があったと思うのですが、改めて10円の値上げ分を市民の皆さんの負担としたら幾らになるのかという言い方もあるし、逆に小樽市がかぶろうとしたら、本当は幾らだったのか。幾ら推計して、難しいとか無理だとかという判断をしたのかという金額をまず教えてください。

(福祉)地域福祉課長

先ほど中島委員の御質問にも答弁をしましたが、市民の負担とする、幾ら増えるのだという話の中では、2千五、六百万円と答弁をしましたので、当然市がこれまでの60円から70円への負担増とすれば、2千五、六百万円増えるだろうというふうに考えております。

先ほどは算式しか答弁をしなかったのですが、自然増という意味での負担からすれば、年度当初の数字の比較になりますけれども、例えば平成20年度の予算で言えば、前年度より348人増えておりまして、その人数からすれば、70パーセントの交付率ということから計算していくと、年間170万円程度、今後21年度になると500人を超えるぐらい増えるの見込んでおりまして、それであれば250万円、その先であると800人を超えれば420万円と、そのような形で増えるのではないかと見込んでおいて、2千五、六百万円の負担は難しいけれども、そういう自然増であれば今後もやっていこうというところです。

斎藤(博)委員

改めて確認をさせていただきますけれども、小樽市が10円アップを全額かぶろうとしたら2,500万円から2,600万円ぐらい、それは難しいという話です。ただ、対象者が自然に増えていく中では、例えば500人増えたとしたら250万円ぐらいの負担増になっていく。その部分についてはこれからも頑張っていくと、そういう議論の結果として10円はお願いすると、そういう判断に至ったという整理でよろしいですか。

(福祉)地域福祉課長

そのとおりでございますが、ただここ数年はそういう推移なのですけれども、今後も十数年とかいろいろ考えまして、そこまで先になると団塊の世代とかが入ってくるという感じでもっと増えてくるので、そこまではちょっと考えないでおこうといいますが、ここ数年の中ではそういう形になるという判断でした。

斎藤(博)委員

ただ、もう一方で、これも前にもちょっと言っていたので、そういう御答弁が出てきたのかもしれないのですが、無料だったのが100円になって、平成21年度から10円値上げしたという経過、流れがありますよね。今の課長の御答弁では、高齢者の方が増えていく分の負担がいつまで持ちこたえられるかわからないのだという、これはある意味で無限みたいな話だからわかりますけれども、要はその210円という部分について、小樽市民を代表して話し合ったかどうかかわからないけれども、担当としてはふれあいバスの担当かもしれないけれども、小樽市民の生活にとっても影響のある広い意味でその210円はいつまでもつのだろうか、次はどうなるのだろうかというふうな問題があるのです。例えば今回10円の負担を高齢者の方にお願いするときに、例えば素朴に「今回頑張ったとするよね。何年ぐらい210円で行くの」というふうに聞かれることというのは想定したと思うのです。そういったときに、中央バスとの話合いの中で、今年から始まっていますから、もう1年過ぎようとしています、2年間210円の状態は続くわけですから、これはいつぐらいまで続くという設定で、市民の皆さんにお願いしようとしているのかということをお聞きしたい。

(福祉)地域福祉課長

当然内部で議論をしたときもちょうど灯油関係の値段が上がっているときでもありましたので、その先はどうな

のだということは当然市長以下の頭にもありまして、それで私としても中央バス側とは確認といたしますが、話をさせていただきます。ただ、やはり会社経営のことですので、だれにでもいったら変ですけども、会社としてもいろいろな経営の中で運賃というのを判断されているのだと思いますので、何年間といった確約はしない話だと思うのです。ただ、話した中では実は平成19年に認可を受けていて、20年に小樽市内の料金を上げますという話の中で、今運賃の再値上げという議論は、社内的には全くしていないということぐらいしかお話しできないという返事だったので、これが何年間の約束という話ではちょっとないのかと。ただ、私としては過去の経過を見ても、今年はその認可を受けて1年ちょっとたってからの市内料金の改定ということでしたが、今回は9年ぶりですけども、以前の例を見ても、認可を受けてからの改定日が半年ないし1年経ってからというような経過もあります。次にこういう動きがあってもその程度の期間は当然あけられてから改定に至るのだろうというふうには考えています。

斎藤（博）委員

ですから、先ほど言いましたように、今後2年はほぼ確定しているのだと。問題はこれが前回から9年ぶりだったということで、9年ぶりの約束をした上で、10円をお願いするというのと、少なくとも1年なのか2年なのかというあたりについては、一定の整理というのはされなかったのでしょうかと言っているわけなのです。当然、福祉部だけではなくて市民の足を守るという意味では、いくら民間企業だとはいいながら、公共交通機関のバス代の値上げというのは市民生活に直結するわけですから、小樽市として今後どうするつもりなのかという部分がなかったのかという、私の素朴な疑問なのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

福祉部長

かつては中央バスも借金経営の代名詞みたいな形で言われていた時期がありましたけれども、小樽市役所と同様にかなり規制緩和等で厳しくなってきた、社内的にも210円という改定をふれあいバスだけしていないということと、突き上げがあったというふうには聞いています。というのは、従業員の方々の待遇も10円をアップしないから給料が上がらないといいますが、そういうような議論もあって、社内で整理がつかないという、ふれあいバスだけ横に置いておくというふうにはできないということと、それと夏場がピークでしたけれども、原油高騰ということで、それまでもきつい状態だったのだけれども、何とか耐えてきたということなのですから、今言った理由で耐えきれなくなったということであつたのが最初です。

そして、いろいろやりとりがあつて今年度はそういうことで落ちつかせていただきまして、来年度からはやらざるを得ないということですから、それ以降につきましては、今答弁しましたように、今年度見られたような原油が異常な価格になるとかそういった経営の根幹を揺るがすようなことが起きたら別ですけども、非公式な形ですけども、ほぼ10年ぶりに今回改定しましたけれども、そういった特殊な予想できない状況がなければ、数年といいますが、その数年というのいろいろな受け取り方があるのかと思いますけれども、頑張っていくというふうなお話は聞いておりますので、そういった感覚で我々もおります。

斎藤（博）委員

札幌のバスの問題でいろいろ議論が出て、北海道中央バスの債務状況、収支状況とか、社内情報の問題とか、株主に対する配当の問題とかが相当激しく議論をされた経過があります。私どもの認識では、それはいろいろあるかもしれませんが、一般的に言われているように中央バスというのは危ない会社ではなくて、結構それなりの資産を持っていて、内部留保があつて、それなりの経営をしている会社、賃金を抑制するというこれはまた別かもしれませんが、オールではないのだということで、いろいろな情報は飛んでいるというか、公開されているというのか。そういったあたりも今後中央バスとお話があるかもしれない。何か赤字でどうしようもないのだけれども、小樽のふれあいバスが経営の足を引っ張っているのだというような、もしそういう言い方をするのであれば、ちょっと違うのではないかと思います。要は今回の札幌市の件を、参考にしたほうがいいのではな

いかと思っています。

最後の質問に移りたいと思います。

予算特別委員会で私ども民主党・市民連合の林下委員が何回か取り上げた問題です。

銭函市民センターの有料化について

最初に、銭函市民センターの有料化の中で、特に今回有料化した部屋とありますが、部分があるわけなのですが、これを有料化しようとするに至った経過についてお知らせください。

(生活環境) 銭函サービスセンター所長

今回、銭函市民センターの有料化した部屋については、2か所あります。1か所は図書室を集会室に、それからもう一か所は遊戯室を娯楽室に変更して有料化するということであります。

斎藤(博)委員

それはわかっているのであって、どうして今回に限って有料化したのかと。それで、どういう経過の中で議論をしたのか。それから、利用者なりとどういう話し合いがあったのかということをお聞かせいただきたいと思います。

それから、二つ目には、そのことによって一部の高齢者、利用者のほうから同じ小樽市民でありながら、老人の楽しみについて地域間格差が生じたのではないのかというような御意見が寄せられたと思うのですけれども、その辺についての経過、考え方、地域への説明、地域間格差について一括してお答えください。

(生活環境) 銭函サービスセンター所長

ただいまの図書室と遊戯室の関係ですが、図書室につきましては、ほかに集会室が三つあるのですけれども、その施設が大きくて、使用料も高いので小規模な会議ができないということの中で、図書室の利用状況がちょっと少ないということも含めまして、そこを活用できないかという要望があって、それで図書室から集会室に変えたということです。それから、遊戯室を娯楽室にというのは、遊戯室というのは開設当初、昭和51年からずっと子供が使うということで、そういう施設に位置づけをしたのですけれども、実際には大人の方が将棋あるいは囲碁に利用されるという実態が続いておりまして、30年経過して遊戯室として続けるということはどうかということで、まずは娯楽室にしよう。それから、娯楽室にするに当たっては、子供だけではなくて大人までずっと利用可能にするという考えがまず先にありまして、それと市民センターはコミュニティセンターという位置づけなものですから、体育室などの個人使用だとか、ほかの施設を使っても有料ということで、それらのバランスをとるために適切に料金設定をしたつもりであります。

それから、利用の変更に当たっては、指定管理者であります委託先の銭函連合町会の運営委員会の方などにも話をさせていただいて、そのバランスあるいは有効活用ということの中から御理解を得たところです。ただ、そういう御理解を得ている中で、直接利用をされている方につきまして、こういうことでやりますというような話をしていませんでしたので、その利用者の方から説明を求めたい、あるいは聞きたいということで、12月4日に役員の方4名が市のサービスセンターのほうに話を聞きに来ました。

それから12月13日にやはり4名の役員の方が私どもの話を聞いて会員に話すに当たって、適切に市の考え方を説明できず、また誤解を生んだら困るということもあり、それから私どもも会員の方に直接話をしていないということも含め、反省も含めまして、出向かせていただいて、これまでの経緯について説明をさせていただきました。

それから、遊戯室を娯楽室にするに当たって、地域間格差ということの問題があるかと思えます。その部分につきましては、昭和51年の銭函市民センターの設立に当たって、当初は福祉施設的な意味も含めてそういう総合福祉センターの条例を適用しながら、福祉的に利用できないかということで当初は建設に当たっていましたが、やはり銭函地区ということを考えてときに、広い範囲の方の利用を得たいという地域の話もありまして、その中で福祉施策的な部分ではなく、広い範囲でコミュニティセンターで行こう。ただ、当初の部分で福祉的な部分も必要だということで、その部分につきましては、条例に減免措置等を設けることによってフォローをしようということ

で、これまで来ております。

齋藤（博）委員

最後なのですけれども、要はこの間の御答弁を聞いていると、遊戯室が娯楽室になって、遊戯室で遊んでいた子供たちが突然高齢化したわけではないでしょう。そういう意味では、本来とるべきだったのかもしれないけれども、この間手をつけないでいたのだという話は一つはわかりました。それからもう一つは、今回、従来から有料だった部分の引上げもあるものですから、集会室と娯楽室について、この際有料化しようというようなことで判断されたというようなことなのですけれども、要はそのときに、従来から福祉的な配慮があったのではないかと私どもは理解しているのですけれども、高齢者の方が使う部分について、この間は一定程度有料化の対象から外していた部分を、今回、理屈でいうと適正なのかもしれない。本来取るべきだったのを取っていなかったほうが問題だから、取って有料化した方が正常なのだとはいえ理屈はそうだと思うのです。ただ、やはり逆の面から見ると、従来はその福祉的な配慮で放置していたというのか、どうかというのは、市役所の中では議論があるかもしれないけれども、利用者からすると、この間の制度はそうかもしれないけれども、高齢者を大事にしてくれていて、放っておいてくれたのだというような部分を切り離れた理屈でしかないのではないかという、どうしてもそういうふうにしかならないのです、私の場合は。そうした場合に、出てくる問題として、今の御答弁でも福祉施設ではないとか、市民センターの設置目的からすると何の落ち度もないのだという話で終わるかもしれないけれども、小樽市民として町中に住んでいる人と、例えば銭函方面に住んでいる人でもって、同じ市の施設で所管がどこかというのはあまり関係ない。要するに市の施設で囲碁をやって、どこかに住んでいる人は無料で、どこかに住んでいる人が有料だという地域間格差が生じてきたことについてどう思うのですかということについて、もう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ聞きたいと思うのですけれども、こういう地域間格差が発生しているという事実は事実としてあると思うのですけれども、こういったことの解消について新総合計画ではよく言われています。こういう部分については福祉でやっている部分ですが、高齢者に元気で長生きしてとかいろいろなことを言っているわけですし、活動の場とか、そういったことをしていこうというようなこと。そういうふうに考えたときに、一般の市民の皆さんから見ると、それは教育施設だろうと、福祉部の所管であろうと、生活環境部の所管であろうと、市役所の施設を使わせてもらいたいとか、貸してもらいたいという要望なり考えというのは、これからはいっぱい出てくると思うのです。財政的なことを考えると、ではその都度それに合ったものをつくっていきますという話にならないと、所管を超えたその理由とか、例えば市民センターだから、福祉的な目的では使えるか使えないかとかという議論ではなくて、そういったことにも対応したようなまちづくりというのはこれから求められてくるのではないかと思うのです。そういった観点で聞いたときに、一つは今ある銭函市民センターの高齢者の方の利用について今後何か考えられることがあるのだろうかというのをお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、これは値上げをやめるという意味ではなくて、今回の条例改正は条例改正で手数料の改正も終わったということを前提にして、今後何か考えられるのだろうかというような部分が一つと、もう一つはそうではないとしたら、もうちょっと長いスパンで総合計画みたい中で、小樽に住んでいる人間というのは大体同じようなサービスを受けられるという権利は持っているはずなのです。地域的な問題とか歴史的な問題は別にすると、今回、銭函の方とも1回だけお話しをさせてもらったときに、唯一答えきれなかったのは、富岡に住んでいる人はただで、銭函は金をとるのかという部分の説明がやはり一番つらかったです。そういった意味で、総合計画の中で、そういった部分について、やはり小樽市としては何らかの努力をしていく方向というのは示すべきではないのかというふうに思うのですけれども、あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

（福祉）地域福祉課長

福祉的な施策ということで、今の銭函市民センターの囲碁・将棋に限った何かフォローといいますが、それに特

化したような形というのはなかなか難しいだろう。例えば銭函の高齢者にしてみれば、別なことで集会室を使っていれば、利用料金がかかる、体育館施設を使っていれば、朝昼晩という区分の中でお金もかかっている中であって、銭函の元遊戯室だけが無料ということからすれば、今回の措置というのは間違っていないと私も考えていますし、今まで無料だった人にお金がかかることに対して、経過措置というか、対策を考えるというのはちょっと難しいかというふうに思っています。

その地域間格差ということ言えば、確かに富岡の老人福祉センターに近い方というのは歩いていけて、囲碁・将棋を無料でできて、銭函で今まで囲碁・将棋をやっている方というのはお金がかかるようになるというのは、紛れもない事実になるわけですが、その老人福祉センターが、そうしたらどこまでを対象にして考えたかというところ、市で老人福祉センターをつくったときは、かなり大きいエリアで考えていると。富岡とか花園とかこういう狭い範囲だけを考慮してやったわけではないと私は思っています、今の実態の中でも、市内のいろいろなエリアからふれあいパスを使って、100円をかけて囲碁をしに来ている方がいるわけです。銭函の方にしてみれば、近くでとにかく一般の方よりは半額のお金を負担してそういうことができるというのは、逆なことからいえば、公共施設が張りついているという意味からすれば、コミュニティセンターにはなりますけれども、いい地域ではないのかというように逆の見方からすればあるのではないのか。福祉からすれば、たくさんの施設があって、無料で高齢者が使える施設というのがいろいろなところに配置されているというのが理想とは思いますが、小樽市の今の財政状況なり、公平とかいろいろなことを考えれば、今の対応というのは仕方がないのではないのかというふうには考えております。

斎藤（博）委員

銭函の施設についてはもうあきらめたといったら悪いけれども、相手にされていないというのはわかったから、そうすると、地域間格差というのはあるというのは認めるでしょう。富岡の人だけが使っているというふうには思っていないわけです。市民合意ではなくて、小樽市がそういうまちづくりをした結果だから、まちの1か所にしか老人福祉センターがないというのは、市民のせいではなくて小樽のまちづくりのつけが、今度はそういうふうになってきているのです。私が聞いているのは、明日すぐというのではなくて、要は小樽市の総合計画という10年だとか何年とかというスパンを考えたときに、そういう老人福祉的な政策についての地域間格差を解消する方向に立つべきではないですか。だから全くないところよりも銭函のほうがまだよくて、銭函は50円だけれども、まちなかに来ると無料だからという3段階のまちづくりではなくて、やはりどこに住んでいても大体同じようなサービスを受けられるように、小樽市は頑張っているというふうには言ってもらわないと、厚生常任委員会としてはつらい部分があるので、この格差を固定されるわけには私はちょっといかならないと思うのです。ですから、そういった意味でも、やはり3年とか5年とかという話ではないかもしれないけれども、やはり小樽市としてはそういう今回たまたま囲碁の好きな高齢者が怒ったことによって出てきた、一つは本来やるべきことをやっていなかったことをやっただけだという話と、一方でその結果、地域間格差があって、同じ税金を払っているのに、片方は無料で片方は有料でしょうと。それを固定化するのではなくて、何とかするようなまちづくりなりを試行して、長期的に何十年と言われると私もつらいけれども、そういった立場での検討というのができないのですかというふうに私は聞いたつもりなのです。ですから、そこのあるところもないのであれば、要は小樽市の総合計画の中で、地域間のサービスの格差を固定するというふうになっていくのではないかと思うのですけれども、もう一度御答弁をお願いします。

福祉部長

お話があったように、新総合計画はまだ固まっていませんけれども、地域間格差がないような福祉サービスなりいろいろなことをしましようという記述は、私は今のところ見ていませんけれども、考え方としては福祉でできるかどうかは別にしまして、いろいろなサービスがこういう東西に長い市ですので、物理的には平等にならないという条件もあるかと思いますが、私どもとしては、同じ税金を払っている方々ですので、理想としては地域間格差の

ないサービスを受けるべきだというスタンスに立たなければならないとは思いますが、現実には今言いました物理的なことがありますので、その辺はかい離があるかと思いますが、基本的にはそういう考え方でございます。

(「総合計画での取扱いはいかがなものでしょうか」と呼ぶ者あり)

総合計画の取扱いについては、先ほど答弁をしたと思いますけれども、まだ審議会でもコンクリートされていませんけれども、私の今見ている範囲では、地域間格差をなくそうという表現はないと思いますけれども、基本的な考え方としては腹の中ではそういう基本認識を持つべきだということはと思いますが、実際に文字になっているかということについては、私の知っている限りではそういう具体的な表現はないと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

吹田委員

妊婦一般健康診査について

最後の質問でございますので、なるべく簡潔にいきたいと思います。まず妊婦一般健康診査のことにつきまして、今までも各委員の方から御質問等がありましたけれども、この妊婦一般健康診査の公費負担については、現在5回ということをやっているのですけれども、これは基本的に国は市町村の負担でやってもらいたいという形になっていきますけれども、この負担の内容につきまして、どのような形の負担をされているのかということについて聞きたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

(保健所)保健総務課長

現在行われております妊婦一般健康診査について、基本的には妊娠してから出産まで全体で14回ほどの受診回数があるだろう。ただ、いろいろ財政的な問題もありますので、最低でも5回ほどは公費負担でやってほしいということで、国からそういう内容の文書も来ております。その中でどのような負担になっているかということ、現在は一般財源化の措置がされていまして、基本的に言うと、地方交付税の中でその部分は見えていますということになっております。ただ、地方交付税というのは御存じのとおり、用途が決定されておりませんので、そこところは市町村の判断の中でされるということで、国のほうでは地方交付税で見えていますけれども、最終的には義務づけではなく自治体の実情に応じて検討をしていただきたいということになっており、ただ小樽市につきましては財政的に厳しい状況でありますけれども、平成20年度から5回の公費負担をしているという状況になっております。

吹田委員

今、交付税の話がありましたが、これは計算上、全額交付税措置されているというふうに考えてよろしいのですか。

(保健所)保健総務課長

一応、交付税措置されているということですが、これはやはり国の少子化対策の子育て支援という中で、妊婦一般健康診査も含めて幾つかの項目をまとめて、国は経費で見ているということでもありますので、個々に幾らという金額は実はわからないのです。ただ、その全体の中で交付税措置がされているということになっております。

吹田委員

私が、今日こういう形で出したのは、今おっしゃったように、基本的には妊婦一般健康診査は14回が適当であろうという形になっておまして、厚生労働省の話だと、今までは5回分の公費負担をお願いしていたのだけれども、平成21年度からは14回にしてもらいたいという形で予算措置をしますというような話が出ておまして、そしてその中で9回分について、4.5回は国、4.5回は市で持ってもらいたいと、こういう形で現実的に今予算化して動いています。問題は私はそういう中で簡単に計算しますと、14回のうちの9.5回を市町村で持ってくださいと。そして4.5回は国が持つと、こういうような表現なのです。だから、こういう中でそんなに国が今まで少子化対策とかなんと

かということで力を入れますとやっている中では、あまりにも私は配慮が足りないのかと思っただけで、万が一そういう形になった場合に、市のほうでは21年度ということは来年度ですから、これからの予算措置の関係でつくられると思いますけれども、そういう中でそういうような動向のものを簡単に「はい」と受けられるような状況にあるのかどうかと、こう思っているのですけれども、いかがでしょうか。

(保健所)保健総務課長

今、委員の御質問のとおり、公費負担分を5回から14回にして、増えた9回分のうち半分を国が負担することになれば、一般財源というのですか、市の持ち出しが非常に増える形になると思います。

ただ、来年度からどうするかということについては、今、国は第2次補正予算に乗せるということで、国が負担する以外の残りの2分の1の地方財政措置というのは、国もまだはっきりは示しておりません。今まではそれが交付税でしたから、今後も交付税になるのかという予想だけで、その辺の具体的な措置がわからないと、小樽市の財政が非常に厳しい状況の中で、どの事業を選択するかという問題もあると思いますので、今の段階でははっきり言ってまだわかりませんので、それらの状況がはっきりした段階で検討をしていかなければならないというふうに考えています。

吹田委員

私にはこの中で何をと思うのですけれども、国に対して地方がいろいろな要求をされると思うのですけれども、今回も今国のほうでは、最終的に決まっていなからこうだと言うけれども、決まってしまうとそのままで行くのだと。私はこういうことを聞いた段階で、例えば、いやそれは14回にするのなら7対7にまずとりあえずしてほしい。そして、市が負担する7回のうち4回を交付税の関係でしっかりやってもらいたいという形であるのだけれども、どう考えても少子化対策だということを言いながら、この程度のことしか国が考えないのには私にはちょっと納得がいかないのです。私はだから市町村はもう少しそういうことについてしっかりと意見を言ってもらいたいと、こう思っているのです。なおかつ、地方にとって難しいところは、お金がないのにやってくれという話です。ある部分、これは強制ではございませんけれども、そういうのについても、私は小樽は決してそういう面では余裕のあるところではございませんから、私は単にこれ一つだけの問題ではなく、全体のことだと思うのです。そういう面で私は特にこれからの子育て、それから出産のことについては、医療の関係も含めて、大変不安が高まっておりますので、こういうのについてはしっかりやっていただきたいと思うのですけれども、国の責任というのをもう少し地方からしっかり言っていたきたいと思っているのです。この辺につきまして、今日は厚生常任委員会ですから、本来は全国市長会とか何かあの辺で全体で何か言うらしいのですけれども、そういう面では私はそのところ、やはり財政が大変なのは地方はほとんどそうですから、そういう面ではもっとそこら辺のところについてしっかりと、我々が地方でそういう妊産婦の方々とかのことについてはしっかりやるのだという、だからそれについてはある部分、そういった財政措置をしっかりと確実にやっていただきたいということをやはり言っていたかなければならないと思っています。今のところはやりますという話は国ではやっています、予算措置だと言って、予算措置をしたら、あとは実施要綱をつくって地方に流せばいいのだというふうな見解でいるような感じがします。私はそれでは地方はやっていけないと思いますので、もうそろそろそういう面では落ちてくるものを待つのだという感じではなくて、妊婦一般健康診査についても、しっかりそれをやっていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(保健所)保健総務課長

現在5回やっている公費負担分については、すべて交付税というか、一般財源化ということでやっています。それで、今回9回増やすという部分は国としては半分が国庫補助ですから、今までより国の補助金を出すという意味では国も少子化対策をやられているとは思いますが、今質問があったとおり、どこの市町村も厳しい財政状況であると思いますので、やはりその辺はそういうどこの市町村も同じですので、市長会など関係機関と相談をし

たいというふうに考えております。

吹田委員

ぜひこの辺につきましても、やはり基本的には地方も取り組みやすい形というのが絶対条件でございますので、そういう面ではしっかりとしたそういう活動を地方から中央に対して出していくのが必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

認可外保育施設の状況について

続きまして、無認可施設といいますが、今、保育園とか託児所とか、さまざまな施設に市内の小さい子供たちが預けられているのですけれども、こういう中で認可保育所は市内に20か所ございますけれども、市内に無認可施設というのは、企業内にもありますけれども、そういうのはどの程度の箇所数とそれから子供たちがどれほど入所しているのか。また、そこで仕事をされている方は何人ぐらいいらっしゃるのかというのはいかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

今、御質問の市内の認可外保育施設の状況ですけれども、大きく3種類ございまして、事業所内保育施設と院内保育施設、それからそれ以外の保育施設というふうに分かれます。

それで、箇所数等の状況ですが、これは今年の4月1日時点の状況になりますが、まず事業所内保育施設の箇所数は2か所、定員は65人、入所児童数は35人、職員は施設長を除いて7人、それから院内保育施設の箇所数は8か所、定員は122人、入所児童数は115人、施設長を除く職員数は45人、最後にそれ以外の保育施設ですけれども、箇所数は7か所、定員は231人、入所児童数は144人、施設長を除く職員数は55人となっております。

吹田委員

こういう形で数字を見ますと、全体でも300人ぐらいの子供が利用されている。認可施設というか、そこはやはり1,600人弱でございますから、そういう面では大変利用される方が多いのだと思います。

今、東京都独自の認証保育所とかで、何か若干問題が発生してあるのですけれども、やはりさまざまな形態の中で認可施設とならないで無認可施設としてやっぺいらっしやる。また、院内についても特別な勤務の関係でということ、そういう方々の雇用確保のためにやっている部分もあるのですけれども、やはり私のほうはどこのところにゆだねても、子供たちはすべて小樽のこれからを担うので、健全な形で環境のいい中で健康に育てていただきたいというのが希望でありますので、そういう面ではこういう施設の例えば内容の確認をするとかということについては、どのような形でされておられるのか、この辺をちょっとお聞きしたいのです。

(福祉)子育て支援課長

今認可外保育施設の施設運用面での実態の把握の部分についてですけれども、現在北海道が主に立入り調査を行っております、児童数ですとか、それから職員の配置、安全衛生の体制などを見るという形で1年に1度あるいは数年に1度ということで立入り調査をやっております。

吹田委員

このことは今北海道のほうで立入りをされているということで、それは一つのいわゆる行政としての仕事としてとらえていらっしゃると思うのですけれども、やはり私は、基本的には小樽の子供たちがそういう施設に入って見ているということ、認可、無認可の関係なく、やはり基本的には社会秩序の中でのものが行われていると思うので、私は小樽市自体が行政的な指導とか何かがないにしましても、どういう状況であるかということについてきちんと把握しておかなければならないのかと思っているのですけれども、その辺についてはどのような形でされているのですか。

(福祉)子育て支援課長

保育所の運営状況のことだと思うのですけれども、例えば先ほど答弁をしました北海道の立入り調査に当たっては、私どもも立会いということで行っております。ただ、認可外施設の場合は、財務状況などには及んでおりませ

るので、その辺はやはりなかなか見ることができない状態です。例えば認可保育施設の場合は、北海道の財務状況監査、それから施設の運営状況の監査も行いますので、認可のほうはある程度財政状況もわかることになるのですが、先ほど言いましたような形になっておりますので、市としてできることとしましては、先ほどの北海道の立入り調査に立ち会うことのほかに、市の補助基準に合致した認可外保育施設 4 か所に補助金を支出しておりますけれども、そのときの書類のやりとりといいたし、補助金の交付申請における収支予算書ですとか、あるいは決算のときの決算報告書なども含めて、その中で深いところを見ることは無理ですけれども、できる範囲で見えていくようにはしています。

吹田委員

私は、こういう中で、300人ほどの子供がいるということですから、例えば突然ここはできませんとなったときには、今の状況であれば、どこかの施設に入ってもらいますということにはどうもならないのです。そういう面で、私は、運営的なものをしっかりやっていただけるようなことを、ある部分行政の方々はここの児童福祉を考えましたら、こういうものについてはやはり基本的にはそういうものについては行政がやらなければならないと法律にきちんとうたっているわけですから、そういう面ではそういう形の中できちんとして見ておいていただきたいと考えております。

それと、今、国が児童福祉法で定めている保育所の最低基準の見直しをかけているという現実がございます、私は今こういう無認可施設も含めて子供たちの環境改善といった失礼ですけれども、そういうものについてのどの辺までのそういう環境の中で子供を見るのがいいのかという部分で、今のところは児童福祉法で定めている最低基準という言い方のものしかないのです。それ以外の尺度のものはないのです。だから、私はそれは最低基準ですから、最高基準ではないので、そういうものについてはしっかりと見ていただきたいと思っているのです。

そういう中で、こういう施設につきましても、私は北海道のほうで安全とかなんとかということになっていきますけれども、やはり子供たちのそういった健全な成長のためのものについては、最低そのくらいは必要だろうと考えているのですけれども、この辺につきまして、私は小樽市の行政としてやはりそういうのもきちんと把握をしながら、適切なアドバイスをするとかということが必要かという感じもしますし、また、実際は300人ほどいるわけですから、もう少し認可施設が必要だと私は思うのですけれども、そういう中では、そういう適切な施設に、適切な職員を抱えて認可施設としてやってもらえるようなことをやはり国がやってもらいたいということを今言っていますので、この辺につきまして、子育て支援課のほうではどのような感じで考えていらっしゃるのかと思うのですが、いかがでしょうか。

(福祉) 子育て支援課長

いろいろな最低基準、必要な基準を確立して、子供の保育に当たっていくというようなことなのでしょうけれども、例えば今認可外保育施設の方々からは、認可保育施設になりたいのだけれどもなかなかないというような声はほとんどない状況です。逆にちょっと私どもが耳にしているのは、仮に認可を受けた場合に、広域で入所を受け入れている認可外の保育施設があるのですけれども、そういったことや急な夜間の保育などのニーズというのでしょうか、そういったものに柔軟に対応しにくくなる面がある。したがって、認可はあえて受けたくないというような声も実際に聞いております。したがって、総合的には各保育施設、認可にしても、認可外にしても、それぞれ特に認可外のほうは特色のある保育を目指して、日々工夫をされているのではないかとこのように考えます。

吹田委員

保育のそういう手法については、私は無認可施設のほうでは非常にいい部分がたくさんあると思っています。ただ、私のほうは現実を考えますと、ハードの面について私は非常に不満を持っている部分がありまして、だからそういう部分についても、やはり私は小樽の大切な子供たちの中で足りない部分があるのであれば、それなりに対応していかなければだめだと考えています。ぜひそういうところについても、認可保育所と無認可施設の子供を足し

ましたら約2,000人ですから、2,000人の子供たちがそういうさまざまところで親の手を離れて生活しているということであれば、その辺につきましてしっかりと、私としてはハードの部分については最低基準が必要だろうと思っていますけれども、そここのところについてしっかりやっていただきたいと考えているのです。今、市内の保育所にかかわってのことについても、そういういろいろな検討会がありますけれども、そういう中では、今後そういうものについても大いに論議をしていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(福祉)子育て支援課長

前段の御質問にありました最低基準の国のほうの動きというのは、現在、厚生労働省で社会保障審議会の部会のほうに現状の案とそれから直接契約の案だとかといったことで3案を示していて、これからそれが議論されるというようなことを伺っています。

それから、今後、市としての役割というところになるかと思えますけれども、基本的にはやはり保育所の役割といいましょうか、それは北海道の役割になるかと思うのですけれども、先ほど答弁をしましたように、市としても補助金を出している場合については、そここのやりとりの中である程度把握をしていくことも可能かと思えますし、それから北海道の立入り調査の際に立ち会うということを通じて、機会を利用して財務状況などをしっかり把握するのは無理ですけれども、運営の実態をできるだけつかんでいこうようにしていきたいというふうに考えております。

吹田委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

介護保険施設の職員の勤務実態について

続きまして、介護保険施設の職員の処遇状況についてということ質問したいのですけれども、この介護施設、今よくテレビ等でこういう勤務実態についてやっています。こういう人数でこれだけの職員が配置されてやっていますと、実際にやっている人がインタビューに答えている状況があるのですけれども、この小樽の中にもさまざまな介護保険施設があるのですけれども、この施設の職員の処遇的な部分についてのことなのでも、今そういう介護施設的なところはどこどこが何か所ぐらいあって、そこに職員としてはどのぐらいいらっしゃるのかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(医療保険)主幹

職員の勤務実態ということでございますけれども、介護事業所の数ですけれども、法人数とは違いますけれども、現在大体230か所だと思います。

次に職員数でございますけれども、全部数えたことはございませんが、人員基準だけで計算をしていきますと、常勤換算でございますけれども、2,000人をちょっと超えております。非常勤の職員もおりますので、例えば半日勤務の職員ですと、0.5で計算しますので、そういう計算の仕方をしますと、3,000人近いのかというふうには思っております。

次に、勤務実態でございますけれども、私どもが所管をしています地域密着型の44施設、それからそのほかの施設は北海道が担当しておりますけれども、いずれも人員基準については満たされておまして、その点については今のところ特に問題はないだろうというふうに思っています。ただ、私が見ていますのは、グループホームが中心ですけれども、勤務表などを見ますと、グループホームの場合は週に1度必ず夜勤がありまして、大変な職場だというのは承知をしております。

最後に労働実態ということでございますけれども、中には給与などについても含まれているかというふうには思いますが、給与の面でいきますと、労働内容の割には決して恵まれている状況とは言えないと全国的に言われていることと小樽市の実態とは、それほど大きな違いはないだろうというふうに思っています。

吹田委員

やはりこれからも介護については対象者も含めて拡大する状況にあります。小樽でこういう形で介護事業者とし

てされているところがあって、介護保険の支払は小樽市がやっているわけではなくて、国保連合会で進めていると思うのですが、ただそういう中で私はやはりきちんとした施設運営をしていただくということが物すごく大事なことであって、持続性が必要ですから、そういう面ではそういう実態的なものをきちんと把握しておくことが絶対必要だと思っています。ですから、そういう面ではそういう施設がつくられるときは、例えば給料規定をつくったり、又は週休をつくったりとかやるのですけれども、そういう中でもやはりそういう実態的な部分がある程度把握できるのかと思っていますし、そういうところについて、これからの介護保険料を上げる下げるという問題もありますので、それはそういう処遇をきちんとしなければならない、またそういうことがどうしても必要なのであれば、介護保険料を本人からとらなくても、国が別に負担するといえば特に問題はないのですけれども、そういう形でやれるかもしれませんが、そういうところの実態というのはやはりそこに住んでいる、そこにかかっているところがきちんと確認をしなければわからないという状況だと考えていまして、そこら辺のところも、今、小樽市の担当部署のほうではどのような形でそういうところを押さえていらっしゃるのか、それともそれは全く自分たちには関係ないからやりませんというか、やっていないというか、そういうことなのか、そこら辺のところをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

(医療保険)主幹

職員の勤務規定などのお話がちょっと出ましたけれども、私どもで実地指導などに行きますときは、給与に関することは特に調査の項目ではございませんものですから、給与規定まではそのときそのときで見せてはいただいておりますけれども、介護事業は法人が経営するということになっておりますので、介護保険の例えば指定の申請をするときには、必ずその法人の給与規定というものはついてきております。ですから、その範囲でしたら私どもも把握はしております。

そういうことで、実地指導に行きましたときとか、それから集団指導ということもありますけれども、事業所の例えば約款であるとか、契約書のたぐいであるとか、それから事業者の説明いたします注意事項説明書であるとかは、常に点検をしております、企業として運営してくれれば、必要なことはこちらのほうでその都度指導をしていくということになります。

吹田委員

基本的には、介護保険で施設に対して払うというのは、ほとんどが人件費で支払われているような気がするのですが、この辺のところは、例えば皆さんのほうでも基準で支払っているものというのは、そういう人件費とかそれ以外のものとかという、そういう分け方がある程度は考えて支払っていらっしゃるということなのですか。それとも、ただこれだけまとめて支払うから適当にやってほしいという形になっているのか、この辺をちょっとお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

(医療保険)主幹

介護報酬の中身ですけれども、これは国の基準で決められておりまして、その中にどういうものが含まれているかということでございますけれども、それは運営基準の中でそれぞれの事業所がしなければならないこと、それにかかわる経費については、その介護報酬の中で見ているということでございます。ただ、介護報酬外で例えばグループホームですと、家賃に相当する分とか、食事代であるとか、そういうものは介護報酬外でこれは利用者からいただくようにという指導でございますので、それは別に定められております。

吹田委員

ということは、職員の処遇にどれだけの費用をかけなければだめだということにはなっていないということですね。

ただちょっと前にお話を聞いたときに、そういう職員の処遇については、管轄が違くと。基本的にはそういうことについては労働基準監督署のほうではないだろうかという話もちょっと前に聞いたのですけれども、私は労働基

準監督署というのは、基本的にはそういうものについて通報されて内容がおかしいとかというふうになるというのと、労働基準法の最低基準をチェックするところですから、そういう面では最低賃金よりも下がっている件については行くということが基本なのです。いわゆる時間外を払わないとか、それから650円以下だとかだったらそれは当然労働基準監督署が動く。そして、支払っていないものは、きちんと支払いなさいということになるのかもしれませんが、それ以外では労働基準監督署というのは動くことがないと考えているのです。だから、私はそういう面ではこの職員の処遇の問題については、それ以外のところが少しでもかかわらないと、はっきり言ひまして、私は難しいと思っていますのです。

市の職員はすべてが団体交渉をされてきちんとやられるでしょうけれども、そういう小さなところについては、特にそういう半日勤務の人とかいろいろな人がいるわけですから、そういう面ではそんなことにはならないのであって、そういう面では私はこういうところのものについても、やはり行政の方々が若干かかわっていただいて、より働く方々にプラスになるというか、どうしても実態としてあるのであれば、そういうものもやはり私たちは厚生労働省のほうに上げていって、そういうものを変えてもらうということが必要だと思うのです。だから、そういうところをやるのはやはり地域に住んでいる、私も恐らくそのうち介護を受けなければならないことになると思うので、それを考えたら、しっかりとしたものをやっていただいて、そして安心して老後を過ごせるようなということが大事だと思いますけれども、この辺につきまして、そういう部分での小樽市の担当部署の方々の動きというのは、今後そういうことが考えられるかどうか、この辺はいかがでしょうか。

(医療保険)主幹

国が示しています運営基準であるとか、人員基準であるとかには、賃金や労働条件にかかわることは一つも載っておりませんので、厳密に言ひますと、助言はできるかもしれませんが、指導の対象という、私ども保険者としての指導の対象ということではないだろうというふうには思ひます。ただ、私どもが実地指導とか集団指導をしますのは、介護の水準を維持向上させるということが大事なことでございまして、その観点で見るとございまして、職員の待遇改善というのも介護水準を維持していく上で大切なことというふうには思ひております。そういう観点から、必要な助言はしてまいりたいというふうには思ひております。

吹田委員

このところは、私はこれからもこういうものにつきまして、やはり行政の方々に少しでもかかわっていただければと思うのです。これが何もかかわっていないとなると、やはり大変一生懸命やるいいところもたくさんあると思うのだけれども、そうでないところもあるような気がするのです。だから、そういう面ではそういうところから苦情が来て、「いやあそこはすぐ出ましたよ」とかということも聞くのです。そしてなおかつ、もう一つ言ひたいのは、私たちが介護保険料を支払っているのです。確かに事業所なんかも支払っていますけれども、その人たちにきちんとやってもらいたいと思ひて支払っているのが現実だと思います。我々の期待を市職員の方が受けて、そして仕事をしてもらっている感じなのです。だから、そういう面ではそういうことを踏まえてやはりそういうことに当たっていただきたいと思ひますので、ぜひそのところはこれからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長

平成会の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時37分

再開 午後 6 時08分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党、中島委員。

中島委員

継続審査中の陳情第1115号第2項については引き続き継続審査を、他の陳情についてはすべて採択を主張します。時間も経過しておりますので、詳細は本会議で述べさせていただきます。

委員長

自民党、井川委員。

井川委員

自由民主党を代表して討論を行います。

陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号については、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

委員長

公明党、千葉委員。

千葉委員

公明党を代表して、今回提出されました議案はいずれも可決、新たに提出されました陳情第1141号及び第1142号はいずれも採択、継続審査中の案件につきましては、我が党の判断は態度や現状に大きな変化はなく、検討した結果、再度継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

可否同数であります。

よって、小樽市議会委員会条例第15条第1項の規定により、委員長において継続審査の可否を一括して裁決いたします。

いずれも継続審査に反対と裁決いたします。

よって、いずれも継続審査は否決されました。

ただいま継続審査が否決されました陳情第247号、第253号、第258号、第1115号第1項目、第1116号及び第1117号について、一括採決いたします。

いずれも採択とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第251号及び第1115号第3項目について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第250号、第252号及び第1003号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数であります。

よって、いずれも継続審査とすることに決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案はいずれも可決と、陳情第1141号及び第1142号はいずれも採択と、陳情第1115号第2項及び所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。